

平成 19 年度 卒業論文

総合評価入札制度の実施状況と評価の妥当性

尾崎 清

平成 19 年 3 月

武蔵工業大学 工学部 都市基盤工学科

建設情報マネジメント研究室

目次

第1章 序論	1
1-1 はじめに	2
1-2 研究目的	2
第2章 建設業における基礎知識	3
2-1 本章の内容	4
2-2 建築事業の歴史	4
2-2 建設業の進め方	6
2-4 入札制度の基礎知識	7
2-5 電子入札	8
2-6 保障制度	9
第3章 低入札問題に対する取り組み	11
3-1 本章の内容	12
3-2 低入札（ダンピング）について	12
3-3 従来の建設業	12
3-4 近年の動向	12
3-5 低入札によって起きる問題	12
3-6 低入札問題への対策	13
第4章 横浜市と川崎市における総合評価方式の実施状況	14
4-1 本章の内容	15
4-2 総合評価方式の基礎知識	15
4-3 横浜市と川崎市の総合評価入札方式	17
4-4 実施状況	18
第5章 政令指定都市における総合評価方式の実施状況と評価の妥当性	19
5-1 本章の内容	20
5-2 政令指定都市における総合評価方式の実施状況	20
5-3 技術力と価格の評価	21
5-4 パターン分け領域定義	22
5-5 各パターンの分布状況	22
第6章 結論及び考察	25
第7章 まとめ	27
謝辞	28
参考資料・Web サイト	29
付録	30

第 1 章 序論

1-1 はじめに

我々が生活する上で公共工事というものは社会的に見てもまた政治的に見てもその存在は大きい。近年公共工事において極端に低い落札率による低入札問題により、コスト削減の一方で品質低下や労働条件の悪化などが危惧されている。

本来の目標である透明かつ公正な工事調達を行なうためには技術者としてこの低入札問題について考える必要がある。国土交通省は低入札問題の対策として総合評価入札方式の実施を各自治体に呼びかけた。総合評価入札方式は従来の入札方式とは違い価格と品質を評価する。しかし各自治体においての実施状況や価格や品質評価の現状についてはまだ十分に調査されていない。

1-2 研究目的

本研究では各政令指定都市における総合評価方式の実施状況と各工事案件における価格と品質評価の妥当性を考察した。

第2章 建設業の基礎知識

2-1 本章の内容

本研究では総合評価方式及び低入札問題を調査するにあたり、建設業界の基礎知識を学んだ。建設業の歴史や基本的な入札制度、保証保険制度等を学習した。

2-2 建築事業の歴史

はじめ

古代エジプトのピラミッドや神殿建設に始まりその歴史は大変古いことがわかる。わが国では8世紀の奈良時代に律令国家による平城京の造営や寺社仏閣の築造が営まれるようになる。

江戸時代

13世紀以降から建築業は行われてきた。しかし、まとまった建築請負契約は江戸時代に始まる。1640～1643（寛永17～20年）に造営された美濃南神社が始まりと言われている。村工一式といわれる方法で、労務提供だけでなく、必要となる材料も含めて契約をしたと言われており、久保権兵衛という商人が請け負った。商人が請け負う形をとったのは不測の事態に商人の豊かな財力が保証となると考えられていたからである。

土木請負の始まり

17世紀の江戸中期に入ると「町触れ」という競争入札形式による手間請負も増えてきた。定請負という、単価をあらかじめ決めておき見積書を省いて契約を締結する方式もとられた。大規模な工事においてはもちろん施工者は選考された。例として1734年（享保19年）に2人の商人が連名で江戸市中168ヶ所の橋の維持管理を800両で請け負った記録がある。

幕末における大型工事と請負

幕末に入ると、米、ロシアによる開国圧力も次第に強くなってくる。国防のための工事が緊急に行われ、函館の五稜郭の築城工事、江戸湾品川沖の台場（砲台）はペリ一艦隊に対抗するためのものであった。しかし幕府だけでは対処できないため、その一部が入札での請負い工事となる。開国後1859年（安政6年）に神奈川開港に合わせ、寒村である横浜を埋め立て外国人の居留置の建設がはじまる。新開地では新しい気風を持つ大工の棟梁により、洋館などが作られる。そこで実績を上げ今に至るまでその頭角を現す者もでた。例えば現代の清水建設は清水喜助が1804年に神田で創業のちに横浜建設で進出して現代の礎を築く。鹿島建設も1840年に鹿島岩吉が江戸京橋で創業。同じく横浜進出で成果を挙げ現在に至る。

明治時代

明治に入ると列強に対抗すべく、西洋技術者を招き新技術の導入、近代日本の顔となる代表的な建物の建設を急いだ。また鉄道工事も急激に進む。1871年（明治4年）には新橋～横浜間の工事に着手している。1876（明治9年）には京都～大阪間が開通している。これらの背景としては幕末の動乱によって生まれた多量の浮浪農民や下級武士の救済措置の面もあった。人海戦術により鉄道工事は急速に行われたのである。

会計法の導入

1889年（明治22年）に日本帝国憲法発布と同時に公布された会計法および会計規則により「国が当事者の一方となつて行う工事契約原則としては一般競争入札によること」と定められた。しかしこれにより不適格業者の粗悪工事が横行し次第に会計法が変わり、1921（大正21年）には会計法が全面改定され指名競争入札の適用範囲が次第に増えていくことになる。

大正時代

大正になると工事は大型化してくる。例として丹那トンネル、東京の丸の内ビルディング（1923年竣工）などがある。このような大型工事によりこれまで個人単位で活動していた業者が手を組み、請負に対する問題に取り組み海外技術の導入が進み鉄骨、鉄筋コンクリートによる建物も建てられるようになる。工事の機械化も進む

世界恐慌による影響

大正時代は変動の時代でもあり、1914年に第一次世界大戦、1923年には関東大震災この間に世界規模の金融恐慌が訪れる。インフレが始まり物価が変動した。建設業界も従来の総価請負（ラ

ンプサム) 契約では対処できず、実際にかかった費用を上乗せする(コストプラスティー) 契約が実施された。一式請負で建てられる建築物に適用される場合が多く、代表的な建物ものとしては1922年(大正11年)に竣工した有楽館や翌年竣工の丸の内ビルや郵船ビルなどがある。

戦後～現代

戦後日本は1948年(昭和23年)に建設省が設置される。荒廃した国土の復興工事が始まる。それにより建設需要は急速に回復した。1949年には「建設業とは元請け、下請けその他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいう」と定義した建設業法、1950年には建築基準法が施工され建築産業再構築の基盤が整った。

高度経済成長

高度経済成長により東海道新幹線や高速道路建設、大型の佐久間ダム、五十里ダム、多摩ニュータウンといったように工事の規模はさらに大型化していく。大型建築機械の導入、各社による資本強化、技術研究所設立による技術強化など建築需要に対抗する体質づくりに励んだ。

世界経済問題

1968年(昭和43年)日本はGNP(国民総生産)世界2位になる。その中で新全国総合開発計画が打ち出される内容は自信を深めた日本の明るい将来像である。しかし一方で1971年(昭和46年)ニクソン事件、為替が変動相場制、1973年(昭和48年)第一次オイルショックなどの社会事件が起こり、これらの事件が将来の計画に冷や水を浴びせる格好となった。

昭和50年代

この結果昭和50年代に入ると、相次ぐ企業倒産や民間設備投資の低下により企業は人員削減や海外市場への転換へ移る。

景気の回復

昭和末期になると景気も回復する。建設業界も活気を取り戻し1982年(昭和57年)東北上越新幹線開通1988年(昭和63年)青函トンネル、瀬戸大橋開通などに代表される建設ラッシュが始まった。しかしこれらの反動として熟練技能労働者の不足、労働賃金の上昇、建設資機材の高騰、建設工事による環境破壊、建設国債の増発などの問題も発生した。これらが国経済に影響を及ぼすと懸念されながらも、この時代は理想像に向かって、無理やり成長し続けた。

バブル崩壊後 現代社会の問題点

金融システムの不良債権処理や少子高齢化現象に伴う人口減少、労働力の不足、消費・投資の減少などによる経済活力の低下、急速な少子高齢化の進行により社会保障負担の支出は増大し社会資本の維持整備に必要な投資余力が減少した。また環境問題(無秩序な都市開発による環境破壊など)も懸念されるようになる。

現代社会における土木のあり方

問題点は社会資本ストックの老朽化による維持管理コストの増大、環境面でも自然との調和など、建設業界はこれからの社会資本整備における土木技術のあり方を変えていく必要に迫られている。現代社会では、個人の価値観やライフスタイルを尊重する時代になり、社会資本整備のあり方に対しても国民のニーズが多様化しそれに応えられる土木技術の開発が必要である。

2-2 建設業の進め方

建設業は基本的に以下の流れに沿って進められる。

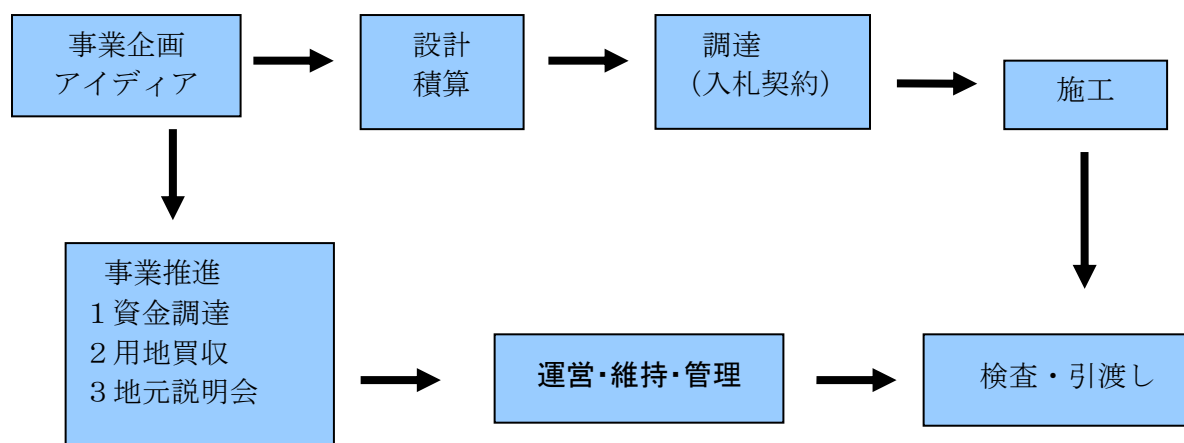


図 2-1 建設業の流れ

事業企画（フィジビリティスタディ）

実行可能調査（フィジビリティスタディ）

1. 具体化
2. 事業の需要の予測（市場調査，交通流量調査など）
3. モデル設計（期間とコストの予測）
4. 事業収支予測と資金の準備（借入予約など）

調査・計画

前段階の企画が決定するとさら調査を詳細化する。

1. 現地調査（測量，地質，地下水位）委託
2. 環境アセスメント（周りの自然への影響）
3. 景観設計（デザインの検討）
4. 基本計画（構造物の詳細化）

環境アセスメントについて

建設事業が周辺の住宅環境や自然環境に及ぼす影響の評価。

現地調査→評価項目の選定→予測→影響評価 の順に沿って勧められる。

例 懸念事項

ビル建設の場合 周辺地域の風や交通量，電波障害

干拓事業の場合 野鳥（生態系），海流（気象変化）

設計・積算

設計会社に併せて委託発注されるのが主流

1. 構造設計 構造物の形状や材質の決定や荷重の算定，構造解析
2. 意匠設計 美的な評価・内・外装を決定
3. 設備設計 電気，空調，上下水道の型式や配置の検討。

積算

名前通り工事価格を見積もる作業。仮設材，労務，機械，などの数量を洗い出して設計に求められる資材数量を加え単価を掛けるこうして工事原価を決めるのである。

調達(入札契約)

ここでは計画した施設，施工，付随設備，発注契約を行う。金額が大きいためトラブルはなるべく避けるべきであり事業者から見て，この調達はとても重要なマネジメント活動である。

入札の流れ

1. 調達計画と価格の決定
2. 工事の分割、発注先の選定方法、選定基準。
3. 受注希望企業の提示金額を評価するための基本価格の算出

入札案内と実施

受注者募集して競争入札を行う。施工会社の選定と請負契約書の締結や入札金額、技術力を評価して発注先を選定、契約書にサインなどの業務が行なわれる。

施工段階の大枠

現場の体制づくり、施工計画、資材や外注工事の調達、着工後の施工管理、竣工と引渡し検査に大きく分けられる。

現場の体制づくり

建設会社内に工事担当のプロジェクトを結成。現場の工事管理の体制をつくる。

必要に応じて警察や所轄官庁へ工事の届出を出し許可を得る。地域住民への事業者説明会の補佐も行なわれる。

施工計画

施工の方法や手順、管理方法の検討を施工計画書としてまとめる。仮設構造物の設計施工過程の技術的確認の実施も行なわれる。

資材や外注工事の調達

工事に必要な資材や部材、設備装置などを調達。具体的には発注する項目を明確にし取引会社に見積もりを依頼する。見積書を検討して発注先を選定し契約手続きに至る。

着工後の施工管理

日々、週間、月間といった一定期間ごとに実行される。プランドゥーシー（plan-do-see）とよばれるマネジメントサイクルに従って施工される。内容は施工の段取り、作業指示、安全品質の管理、進捗管理で予算管理は毎日行われる。マネジメントのレベルに従って実施される。

竣工と引渡し検査

事業者立合いのもとで最終検査を行い、設計書と照らし合わせ構造物の形状、材質、設備機器、傷、施工不良などを評価する。

運営、維持、管理

建造物ができてからは事業の運営し投資資金の回収、建造物の維持管理し利用価値の維持、日常検査、不良箇所の修理、一定期間ごとの改修がポイントとなる。

2-4 入札制度の基礎知識

工事による入札に要求される内容

公共事業	不正の起こりにくい公正な取引
民間事業	過去の取引先、企業の技術力、信頼性

入札制度の種類

指名競争入札

発注者が予め選定した参加者だけで入札する方法。以前までは公共事業で一般的な形だった。発注者の裁量で決められるので公平性に欠ける、よって談合が起こりやすいという特性があった。

一般競争入札

入札を公開して参加を募る方式。参加する企業には資格がいる。技術力、営業登録の有無、経営基盤の基準を設定することにより不適格者の参入を防ぐ。わが国では経営事項審査の評価点や実績の有無などの基準を設定している。

公募型競争入札

同じく公開して参加者を募る方法。発注者が何らかの基準で応募者の中から入札者を絞りこんでいる方法。

随意契約

発注者が特定の企業と交渉した上で契約する方式。民間企業で取引関係の強い会社に特命で発

注されるケースが多い。一般には特殊技術が必要な場合や災害時など緊急事態に適用される。特別な理由がない限り適用されない。

見積もり合わせ

発注者が選定した数社に見積もりを依頼してその内容を比較して契約者を選定する方法。民間企業に多く見られる。総合的な判断を行い、価格だけでなく技術力、取引実績、経営状況も重視される。

プロポーザル方式

提出物を設ける方式。工法などの技術提案、価格提案を併せてださせて、金額だけでなく内容も評価される。参加者は指名する時と公開する時がある。

総合評価入札方式

価格+品質で入札者を評価する。実施方式には大きく分け、簡易型と簡易型より技術力重視の標準型があり、評価点の算出は以下の除算方式により行われ、評価点の最も高い入札者が落札となる。

2-5 電子入札

平成15年4月に国土交通省が開始した。対象は建設工事及び建設コンサルタント業務等の全てで、現在は自治体でも積極的に導入されている。

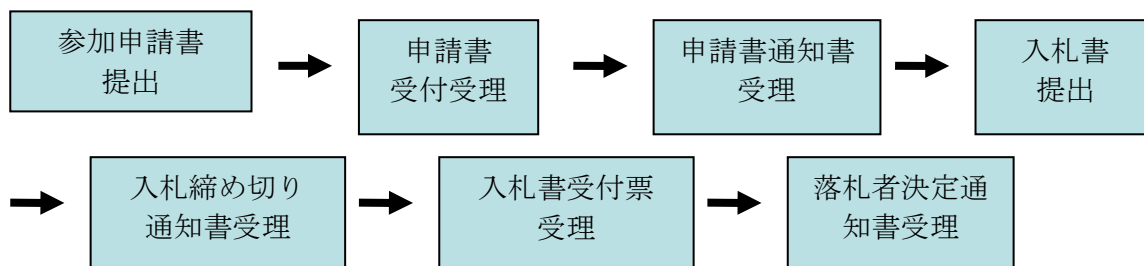


図 2-2 電子入札の手続き（一般競争入札）

メリット

1. 自治体業務が電子化することにより、入札に伴う業務の効率化が図れる。
2. 工事情報の公告や入札・開札がインターネットを利用して行われるため、不正入札の防止が期待される。
3. 入札者は24時間インターネットから工事情報が入手でき、入札参加申請書、入札書が送信可能なため、時間的制約がなくなる。
4. 自治体と入札者間でのすべての情報は電子公証サーバに保管されているので、自治体と入札者の間で不正が行われていないことを第三者的に証明できる。

平成18年2月現在、約40のシステムが運用中で、19年度（2007年）頃までに全ての都道府県で実施されることになる。

市町村では、都道府県との共同利用や一部の大都市を除くと、未整備の状況が続きそうである（国の予定では22年度までに実施）。

方式

国土交通省のコアシステム（主として工事）

総務省の電子入札・開札システム（主として物品。通常はカスタマイズされる）や各都道府県が独自に開発するシステム（横須賀市など）がある。

3種類となっている。

電子入札の問題点

やり取りの多さ、拘束日数の増加等。1つの案件について約1月程度をかけてパソコンでやり取りを行う。開札時には再入札等に備えパソコンの前に座り、入札結果を見ながら対応しなければ

ならず、担当者は長時間拘束される場合がある。

複数の電子入札システム（コアシステムと独自方式の入札ソフト）を1台のパソコンで運用するには、色々な制約があり、不具合が生じてしまう等の問題が報告されている。結果的には、複数台のパソコンで運用することが多いようである。

電子入札を行うパソコンで他のソフトをインストールすると、電子入札に不具合が生じる場合があることが報告されている。これは、多くの電子入札システムが「JAVA（ジャバ）実行環境」というものを組み込んで動作していて、他のソフトをインストールすることで、「JAVA 実行環境」が自動的に書き換えられてしまい、電子入札に不具合が生じることがあるようである。このため、できるだけ電子入札専用のパソコンを用意して、なるべく不要なソフトをインストールしないような運用が望まれる。

2-6 保障制度

入札の際のリスクに対する保証

不適格業者の参入（財務的、技術的に対象工事を完成させる能力がない）または、冷やかしによる入札妨害（入札する意思がない企業）などがあり、結果的に発注者は再入札費用が余分にかかる、これによる工事完成が遅延する。対策として、アメリカでは入札ボンドの提出を参加条件としている。日本では経営事項審査制度（経審）経営状態、財務状態の審査は毎年行われている。実際わが国ではこの種の問題は起こりにくいとされている。

経営事項審査制度（経審）

公共事業の公正さ施工の安全、品質管理を管理するために、建設会社の経営状態や技術力をあらかじめ審査して、点数で審査する制度。建設省が各都道府県を窓口を実施。国、地方自治体、特殊法人などが発注する工事の場合本制度の審査を受けなければならない。

前払い金に対する保証

建設工事は前払い金をわたす制度がある。しかし前払い金が支払われた後で受注者が経営破綻するリスクもあり、受注者が債務不履行になった場合前払い金の残高（前払い金一出来高）を受注者に代わり発注者に保証する制度がある。1952年に定められた「公共事業の前払い金保証事業に関する法律」によって登録された企業が保証を実施できる。

実施している会社は、北海道建設業信用保証（株）東日本建設業保証（株）西日本建設業保証（株）である。

工事の履行に対する保証

長期間、不確定要素の多さ、（事故、遅延など）建設の途中で請負業者が破綻するケースも考えられる。これにより発注者は多大な被害を被る。建設工事標準請負契約約款では以下の保障が定められている。

工事中の事故に対する保証

以下の5つの中からいずれかを選択できる

1. 契約保証金の納付（請負代金の3割）
2. 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
3. 損害金についての金融機関等の保証
4. 工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
5. 履行保証保険の付与

工事中の事故に対する保証

請負業者賠償責任保証と言われる作業中のミス、現場管理のミスで第三者に被害を負わせた場合建設会社の賠償を保証する制度がある。例えばビルの建設中に工具を落として下の通行人にケガを負わせた、工事中の空き地の水槽に幼児が落ちて死亡したなどの場合に適用される。

組立保険

部品や部材の組み立て事故の補償する保険で石油精製工場や発電所のプラント建設工事で適用。クレーンで間違っ部材を落として部材が破損したなどの場合に適用される。

建設工事保険

建設中の建物や資材，仮設物に生じた損害を補償する保険。例えば，工事現場の資材が盗難にあった，建物の骨組みがクレーンの誤操作で破損した場合などに適用される。

労働災害総合保険

作業中に労働者が受けた被害を補償し，一般の労働災害保険に上乗せして支払われる。

第 3 章

低入札問題に対する取り組み

3-1 本章の内容

これまでは建設業界全体の基礎知識を学んできたが、本章では現在の建設業界が抱える問題について考えゆく。

3-2 低入札（ダンピング）について

低入札（ダンピング）とは公正な競争を妨げるほど不当に安い価格で販売することである。近年一般競争入札の拡大により、入札契約制度の透明性が高まっている。しかし一方、昨今、大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられる。

一方で大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられる。いわゆるダンピングが増加傾向にある。

3-3 従来の建設業

ここで改めて建設業の特性を振り返ってみる。建設業は所得や雇用の創出や地域経済に与える影響が極めて大きく政治、行政との関わりがあり複雑な構造の中で工事が行なわれている。また受注産業のため発注者の権力が大きく仕事を分け合うなどの、発注者への依存も多い。また入札方法は指名競争入札が主流で業者の指名に絡んで「汚職や談合の温床になると言われていた。談合は犯罪であり、また落札率が一定のため国側から見れば非常に無駄なコストがかかっているのである。

3-4 近年の動向

図-1 より近年日本の公共工事費と落札率は年々減少傾向ある。現在ではコストを削減するために様々な取り組みが行なわれており談合を抑止し、より公平かつ透明性のある工事調達取引が行なわれるようになった。それに伴い従来の指名競争入札から一定の資格を持つ事業者が、自由に参加できる一般競争入札への移行が全国的に拡大され参加事業者が増加し価格競争が激しくなった。結果、極端に低い落札率が低い工事や低入札価格調査制度の調査対象工事が増加した。

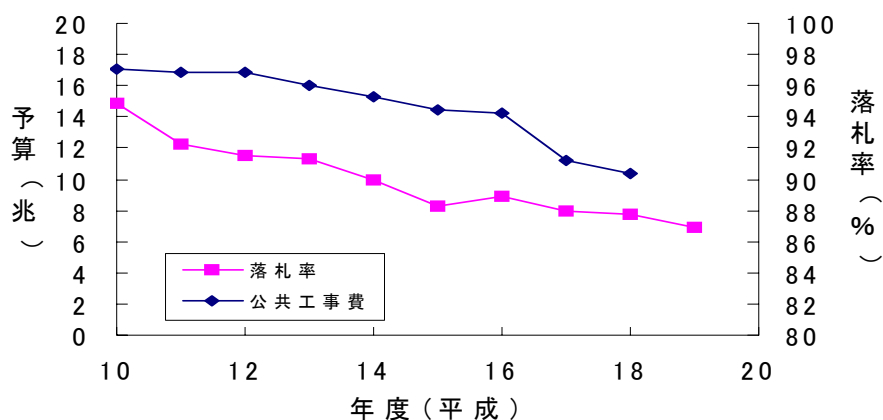


図-1 公共工事費と落札率の推移

3-5 低入札によって起きる問題

とりわけ、公共工事への依存度の高い地方の中小業者は赤字覚悟で低価格入札せざるをえないのが現状（全国建設業協会）と言われている。入札によって起こる問題は

公共工事の品質の低下

下請けへのしわ寄せ

労働条件の悪化

安全対策の不徹底等 等がある。

また低入札が起こる理由に関しては

- 1位 実行予算上十分に採算と合うと思った
 - 2位 自社の職員作業員に空きがあった。
 - 3位 手持ちの資機材でコスト削減が可能だと思った。
 - 4位 工事の実績が欲しかった。
 - 5位 年間の完工高を高くするため。
 - 6位 工事場所が隣接していて、営業上採算を度外視した。
 - 7位 下請け会社に仕事がなかった。
- 等が挙げられる。

3-6 低入札問題への対策

以上より低入札問題は国民の安心、の確保や建設業の健全な発展を阻害するものであり、様々な対策がなされている。そこで国交省は低入札を抑止する法令（品格法）を定めた。それに基づいた対策として以下の様な項目が実施されている。

受注者側の技術者の増員

千葉や島根、三重などが実施しており、専任技術者を増員して配置している。条件付で実施される場合が多く予定価格 2 億円以上の低入札価格調査対象工事で専任の監理技術者の配置が義務付けられている場合や過去 2 年間に 70 点未満の工事成績評定を通知された企業等である場合に行なわれる。（現在は、工事成績評定 65 点未満の企業等を対象。）

現地調査

予定価格 2 億円以上の低入札価格調査対象工事は全て重点調査を実施することとし、その調査結果をホームページにおいて公表されている。島根県が実施。

工事コスト調査の内訳

工事施工後に行う工事コスト調査の内訳及びその分析結果（低入札価格調査資料との整合性等）を公表する制度。

入札ボンドの導入

民間の保証会社が各企業の経営状況を審査して与信限度額を設定。この範囲で発注者に保証書を発行する制度で発注者の損害を補償する。導入例として宮城県の場合は発行の条件として、損害保険会社の入札保証保険や金融機関の入札保証、金融機関や保証会社の保証の予約のいずれでもかを設定している。導入に至った経緯としては、宮城県では工事の途中で倒産するケースが増えてくる事や、長期間・不確定要素の多さ（事故、遅延など）が考えられる。また国内で入札ボンドを導入について議論し始めたことも影響した。付保の割合は見積もった入札金額の 5 パーセントを納める。

総合評価方式の実施

従来の入札方式は、最も低い価格で入札した者が落札する方式であった。総合評価方式は価格＋品質で入札者を評価する。実施方式には大きく分け、簡易型と簡易型より技術力重視の標準型がある。企業が提出した技術資料に基づき 評価値を算出し得点が一番高い入札者を落札とする。これが総合評価方式と他の入札方式の決定的な違いである。

第4章

横浜市と川崎市における総合評価方式の実施状況

4-1 本章の内容

本章では各自治体の低入札に関わる取り組みについて調査を行ない中でも総合評価入札方式に重点を置いて調査した。その理由として入札は公共工事において重要な役割を占めている事と品格法にも総合評価方式の実施を呼びかけていること等が挙げられる。そこで本研究では政令指定都市における総合評価方式の実施状況を調査した。その理由として財政基盤が整っていることや人口が密集しており都市基盤設備の改善が必要不可欠なこと、全都市で総合評価方式を導入していることなどが挙げられる。調査にあたりまず、人口が多く共に隣接している横浜市と川崎市の調査を行なった。

4-2 総合評価方式の基礎知識

総合評価方式の調査に辺り各都市で実施において共通して行なわれている基本的な項目を挙げる。

実施方式

総合評価方式の実施方式は大きく分けて標準型と簡易型がある。

簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において施工の確実性を確保するため入札者の施工能力、社会性、信頼性と入札価格を一体として評価する入札方式。他にも特別簡易型（超簡易型）などがあり各都市の総合評価方式で行なわれた工事はこの方式が圧倒的に多い。

標準型

入札者が提示する技術提案や総合的なコスト削減、性能、機能、社会的要請施工計画、社会性、信頼性と入札価格を一体として評価する入札方式。簡易型よりも技術力をより評価する方式。

高度技術提案型

標準型よりもより技術力を重視する入札方式。

評価方法

評価点を算出する方法として除算方式と加算方式がある。

除算方式

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点/入札価格×1,000,000

加算方式

価格評価点＋技術評価点 価格評価点＝配点×配点基準価格/入札価格 価

格評価点＝配点/[1+(配点基準価格/入札価格-1)×3]

政令指定都市では新潟市以外は前者の除算方式で行なわれている。新潟市は後者の加算方式である。

加算点について

評価方法における加算点は技術力を決定する上で重要な要素でありこの加算点の引き上げが価格と品質を総合的に評価する上で重要な要素となる。

加算点における評価項目とその公表

評価基準や評価項目は実施前に事業者インターネットや書類等で公表される。

評価項目の設定はその時々で異なる、設定されない項目もある。

実施要領書

工事における責任者は予め技術資料についての評価方法及び落札者決定基準の詳細を定めた総合評価落札実施要領書を決定する。実施要領書の項目は市によって異なるが例として横浜市を挙げておく。

実施要領書項目

1. 求める技術資料の内容及び提出期限
2. 技術資料の評価項目及び評価基準
3. 技術資料の要求要件及び決定方法
4. 落札者の決定基準及び決定方法
5. 総合評価落札方式での評価結果等が公表されること
6. 技術提案が達成されなかった時の取り扱い
7. その他必要と認める事項

ペナルティー

技術提案・施工計画が履行できなかった場合や技術提案資料に虚偽の記載、悪質な行為が発覚した場合における措置。横浜市一般競争入札参加停止・指名停止等や工事状況による罰金などがある。

企業へのヒアリング

技術資料などに関して発注者は企業にヒアリングすることができる。

学識経験者の意見聴取

中立、公平、公正な立場からの専門的意見を聴取する。市長が2以上の学識経験者からを選任する。川崎市総合評価委員会（以下審査員）で任期一年、再任を妨げないこととする。

最低制限価格制度と低入札価格調査制度

低入札を抑止する上で総合評価方式と併用されている制度。各都市で2つを併用もしくはどちらかが実施されている。

最低制限価格制度

横浜市を例とすると

直接工事費+共通仮設費 75%未満

現場管理費+一般管理費 50%未満

である場合もしくは入札者が提出した工事費内訳書の

直接工事費+共通仮設費

現場管理費+一般管理費

のいずれかが、それぞれ市の設計金額と比べて上記比率未満の場合は落札決定としない制度。算定方法は市によって異なる。

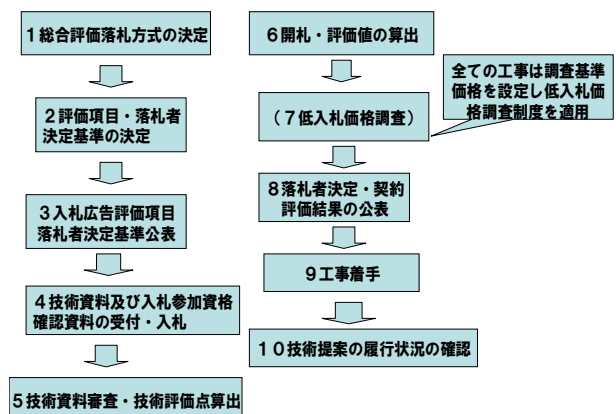
低入札価格調査制度

川崎市を例とすると

予定価格の 7/10～8.5/10 の範囲で適用できこれを下回ればその価格で工事が適正に行われるか判断した上で落札適否を決定することができる制度。算定方法等は市によって異なる。

4-3 横浜市と川崎市の総合評価入札方式

横浜市



川崎市

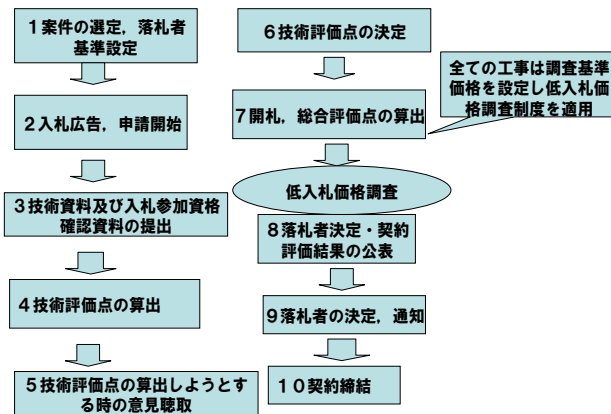


図 4-1 両市における総合評価方式の流れ

総合評価方式の流れに関しては両市とも細かく規定がなされている。入札調査制度や学識者経験者への意見聴取、企業へのヒアリング、価項目の公表、資料配布など、全て「公平、透明性な取引の実現」という考えに基づいて行われている。

評価項目（加算点）について

加算点に関する「評価項目」は以下の通りである。これを点数化しその数値（加算点）と入札価格が落札に影響してくる。

工事の特性、種類、により評価基準や評価項目の設定はその時々で異なる。工事により重視する項目も異なるが両市とも「過去の実績」や「技術力」を重視する傾向がある。

表 4-1 横浜市における加算点評価項目

分類	評価項目	必須 任意	評価基準	配点
施工計画	工事設定の適切性	○	各工程の工期及び工事の手順が順調であり、優れた工夫が見られる	5
	施工計画に配慮すべき点に関する技術的所見	○	各工程の工期が適切である 各工程の工期が適切でない 施工計画が適切であり、優れた工夫が見られる 施工計画が適切である 施工計画が適切でない	5
	施工に配慮すべき点に関する技術的所見	○	課題に対して現地条件を踏まえており適切であり、優れた工夫が見られる 課題に対して現地条件を踏まえておく適切でない	5
	材料の品質管理に関する技術的所見	○	品質の確認方法、管理方法が現地状況を踏まえて適切であり優れた工夫が見られる 品質の確認方法、管理方法が現地状況を踏まえており適切である	5
評価項目以上を指定する	同種・類似工事の施工実績（過去10年間）	●	提出のあった工事実績が川崎市発注の同種工事の元請としても施工実績である 提出のあった工事実績が川崎市発注以外の同種工事の元請としても施工実績である 実績なし（入札資格とする場合入札無効）	2
	過去2年間の川崎市工事成績評定点の平均点	●	同工程における平均点が80点以上 同工程における平均点が75点以上80点未満 同工程における平均点が70点以上75点未満 同工程における平均点が65点以上70点未満 同工程における実績なし	3
	過去5年間の川崎市優良企業表彰の受賞回数	○	2回以上 1回 無し	1
	ISO9001又は14001の取得状況	○	有り 無し	0.5
	同種・類似工事の施工実績（過去10年間）	●	同種・類似工事として主任（監理）技術者として経験有り 同上で現場代理人としても経験有り 同上の実績無し	2
配置予定技術者の施工能力	過去の川崎市発注の従事工事における成績評定点（過去2年間）	○	過去の従事経験として提出された同工程が川崎市発注の工事であり、その成績が80点以上 同上、その成績が75点以上80点未満 同上、その成績が70点以上75点未満 同上、その成績が65点以上70点未満 同上の実績無し	3
	技術者資格保有状況	○	資格者証あり 資格者証なし	1
	地域貢献度	○	川崎市と災害時における応援に関する協定などを締結している及び締結している団体に入っている 同上に関する協定を締結していない	0.5
企業の信頼性・社会性	主な営業所の所在地	○	工事施工場所と同一政区内に主な営業所あり 同上なし	0.5

表 4-2 川崎市における加算点評価項目

評価項目	型の適用		評価項目内用
	標準型	簡易型	
技術提案	1項目以上選択します		総合的なコストに関する提案
			工事目的物の性能・強度等に関する提案
			社会的要請に対応した提案
技術提案に係る施工計画	選択		技術提案の計画の実現性、有効性
簡易な施工計画	選択	2項目以上選択	工程管理に係る技術的所見
			品質管理に係る技術的所見
			施工上の課題に係る技術的所見
			施工に配慮すべき事項
			安全管理に留意すべき事項
環境負荷軽減に配慮すべき事項			
同種工事の施工実績	選択	選択	評価項目と同じ
工事成績の実績	選択	選択	評価項目と同じ
優良事業者表彰の実績	選択	選択	評価項目と同じ
配置予定技術者の施工経験	選択	選択	評価項目と同じ
配置予定技術者の資格	選択	選択	評価項目と同じ
主たる営業所の所在地	選択	選択	評価項目と同じ
災害協力業者名簿登録	選択	選択	評価項目と同じ

4-4 実施状況

両市における入札制度の実施状況を表にまとめた。

表 4-3 横浜市と川崎市における総合評価方式実施状況

	実施状況	点数評価方式	評価項目の公表	加算点	低入札価格調査	契約に反した際のペナルティー
横浜市	平成18年度 20件(簡易型18件 標準型2件) 平成19年度 25件(12/5まで)(簡易型22件 標準型3件)	技術評価点＝標準点(100点)＋加算点 評価値＝技術評価点/入札価格 ×100,000,000 加算点 入札参加者が提出した技術提案資料より算出	工事の特性、種類、に合わせ「実施要領書」により公表 評価基準や評価項目の設定はその時々で異なる。設定されない項目もある。標準型は基本技術提案の項目が1項目以上設定される	標準型 30～50点 簡易型 20～40点	全ての工事は調査基準価格を設定し低入札価格調査制度を適用	横浜市一般競争入札参加停止・指名停止等 違約金の発生
川崎市	簡易型のみ全6件(19年度12/12現在)	技術評価点＝標準点(100点)＋加算点 評価値＝技術評価点/入札価格 ×100,000,000 加算点＝(申請者の得点/評価項目の配点合計)	「一般競争入札のお知らせ」により公表 評価基準や評価項目の設定はその時々で異なる。設定されない項目もある入札公告・申し込み～契約締結まで47日間目安	簡易型 20～30点	同上	川崎市一般競争入札参加停止・指名停止等

両市における総合評価方式の実施状況がまったく異なっている。

川崎市においては現時点(平成20年2月)10件実施している。川崎市においては詳細な取り決めをしておきながらもほとんど実施に至っていない。

第5章 政令指定都市における総合評価方式の実施状況と評価の 妥当性

5-1 本章の内容

4章において川崎市と横浜市において実施状況に差が生じていた。仮説として他の政令指定都市全体の実施状況に差が生じている可能性もあると考えられる。

5-2 政令指定都市における総合評価方式の実施状況

以上を踏まえ、他の政令指定都市と実施状況を比較してみた。

表 5-1 政令指定都市全体の総合評価方式実施状況

	実施件数	実施方式	加算点	重視又は必須項目	ペナルティー	低入札価格調査	最低制限価格	予定価格の公表	落札率
横浜市	50件	除算方式	簡易型20~30 標準型30~50	技術力	違約金又は指名停止	事後公表	事後公表	事前公表	88.3%
浜松市	43件	除算方式	簡易型15点 特別簡易型9点 標準型25点	過去の実績	契約金額の減額 その他損害賠償	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	84.3%
静岡市	41件	除算方式	簡易型14~17点 簡易2 10点 標準型18~37点	簡易型 過去の実績 標準型 技術力	簡易型 工事成績減点 標準型 違約金	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	87.7%
千葉市	36件	除算方式	超簡易型10点 簡易型20点 標準型30点 高度技術提案型40点	過去の実績と技術力	工事成績の減点もしくは指名停止等	事後公表	事前公表	事前事後公表を併用	90.8%
名古屋市	35件	除算方式	簡易型標準型10~12点	技術力と過去の実績	記載なし	事後公表	未導入	事前公表	92.2%
北九州市	34件	除算方式	規程なし	記載なし	記載なし	事後公表	事後公表	事前公表	89.5%
埼玉市	34件	除算方式	簡易型20点 技術提案型30点	簡易型 確実な施工性 技術提案型 技術力	記載なし	事前公表	事前公表	事前事後公表を併用	89.1%
広島市	24件	除算方式	簡易型20点	記載なし	記載なし	事前公表	事後公表	事前事後公表を併用	84.8%
京都市	22件	除算方式	簡易型15点 標準方、高度技術型は別途定める	過去の実績	違約金又は工事成績の減点	事前公表	事前公表	事前公表	87.4%
札幌市	18件	除算方式	簡易型特別簡易型友に10点	過去の実績	工事成績の減点	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	91.1%
新潟市	14件	加算方式	価格評価点 80点 技術評価点 20点	地域貢献度、技術力、施工成績、技術提案	違約金	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	88.8%
仙台市	10件	加算方式	価格評価点 80点 技術評価点	過去の実績	指名停止等又は工事契約の解除	事前公表	事前公表	事前公表	89.1%
川崎市	10件	除算方式	簡易型20~30点	過去の実績	指名停止等	事後公表	事後公表	事前公表	93.3%
福岡市	4件	除算方式	簡易型10点 標準型20点	技術力	工事評定から減点	事前公表	事前公表	事前公表	92.1%
大阪市	0	除算方式	設定公表なし	過去の実績	違約金	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	88.9%
神戸市	0	除算方式	簡易型 14~15点	過去の実績	記載なし	事後公表	未導入	事前公表	81.8%
堺市	0	除算方式	簡易型 20点	記載なし	記載なし	事前公表	事前公表	事前公表	81.9%

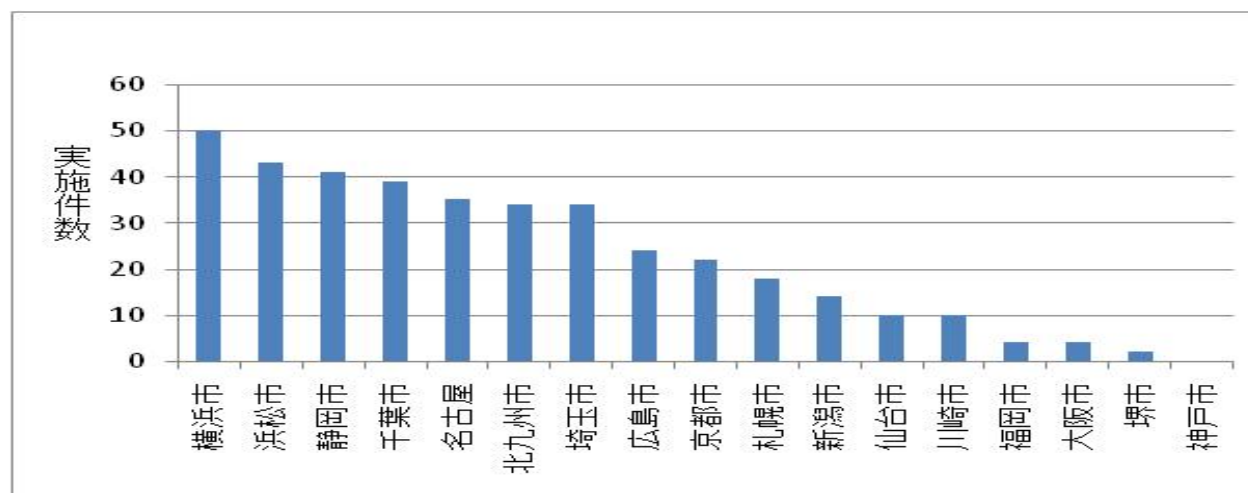


図 5-1 政令指定都市における総合評価方式実施件数 (平成 18~19 年度)

5-3 技術力と価格の評価

技術力を価格が評価されているかを調査した。新潟市以外は各都市とも除算方式で行なわれており、比較の対象となると考え、総合評価方式実施された案件において公表されている横浜市、川崎市、静岡市、仙台市のデータを調査した

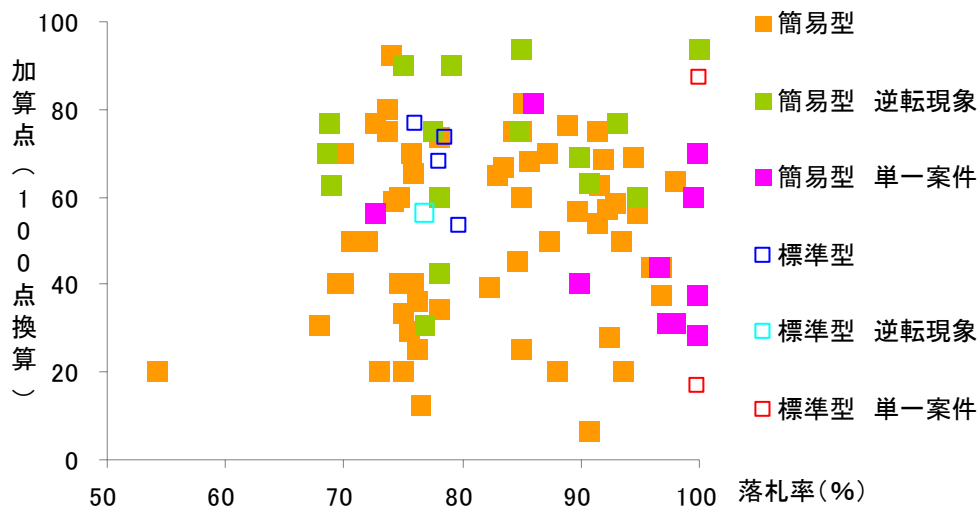


図 5-2 総合評価方式における落札率-技術評価点の分布

調査方法

縦軸に加算点（その工事の満点で除して 100 点を掛けた値）

横軸に落札率（落札価格を予定価格で除して 100 点を掛けた値）

としてその値をプロットした。

系列の種類

簡易型と標準型

入札者が 1 社による単一案件

逆転現象（技術力が高かったため最低入札価格より高い入札価格で落札される現象）

別に傾向が見られるのではないかと考え、系列を分けた。

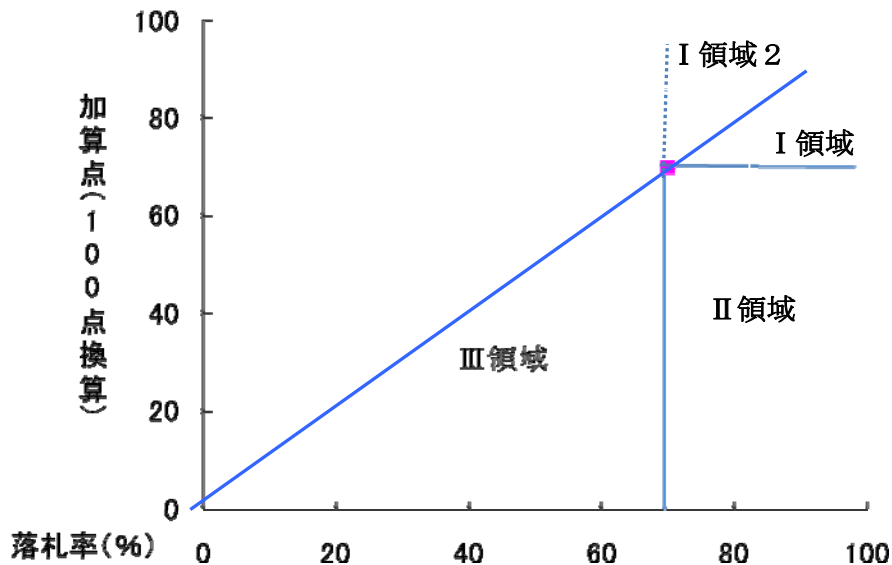


図 5-3 パターン分け領域定義

5-4 パターン分け領域定義

(I 領域 2 に関しては勾配の傾きよりも高い値の位置にある入札者も存在したので点線として領域を分けたがパターン傾向は I 領域と同じである。よって I 領域と見なした)
 各案件は図-5-2 に示す落札者の評価点の勾配の傾きに対して他の入札業者の評価点をパターン別に分類できる。縦軸に加算点（その工事の満点で除して 100 点を掛けた値）
 横軸に落札率（落札価格を予定価格で除して 100 点を掛けた値）を取り落札した業者の値を中心に縦軸横軸を引きさらに原点と落札した値を結ぶ直線を引く。こうして分けられた各領域を I, II, III 領域とする。この図には以下のような特徴がある。

1. 原点と落札した値を結ぶ直線の勾配（落札者の加算点/落札率）が急な程その工事案件は価格、加算点共に高い事を示し、逆に勾配が緩やかな程その工事案件は価格、加算点共に低い事を示している。図 5-4 に各都市における落札率と加算点の勾配を示す。

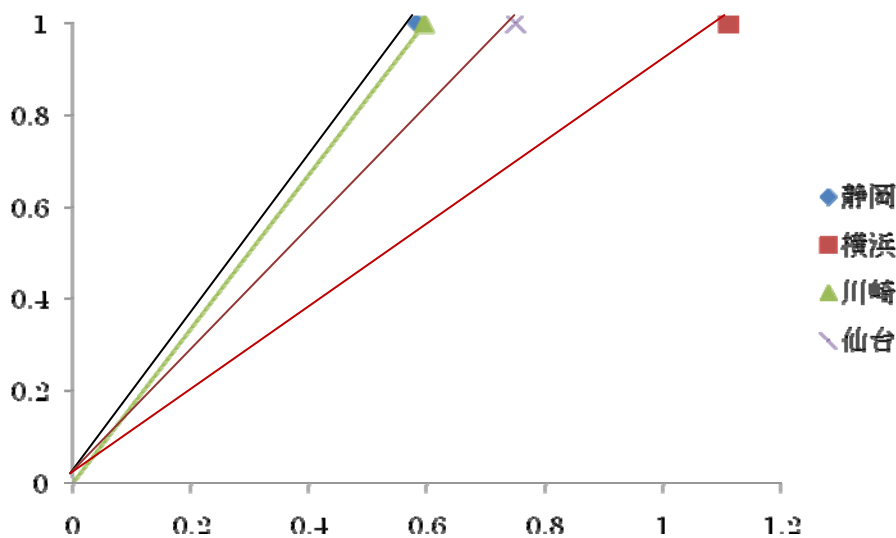


図 5-4 各都市における勾配（落札者の加算点/落札率）

2. 各工事案件における落札者以外に入札者は必ず I ~ III もしくはそれらを組み合わせによる領域のどれかに属している。価格や加算点や逆転現象に表 5-3 のような現象が見られる。

表-5-3 パターン毎の価格と加算点の特徴

	価 格	加 算 点	逆 転 現 象
I	最 低	最 低	無 し
II	最 低	最 高	無 し
III	中 位	最 高	有 り
I II	最 低	中 位	無 し
II III	中 位	最 高	有 り
I ~ III	中 位	中 位	有 り

5-5 各パターンの分布状況

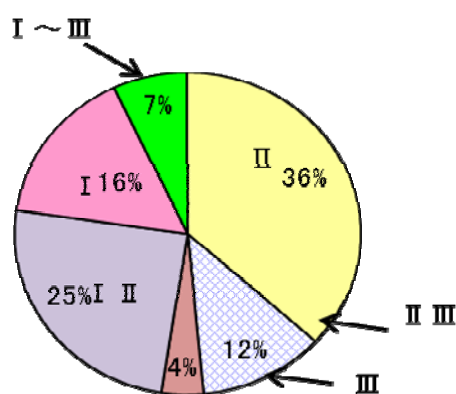


図 5-5 各パターン全体の割合

望ましい傾向としては落札率と技術力が共に高いIIパターン，技術力を評価したIIIパターンが含まれている案件である．逆にIが含まれている案件は技術力が正当に評価されていない可能性が考えられる．

Iパターンが含まれる案件について

Iパターンが含まれる案件については価格と技術力をどの程度正当に評価されているかに疑問が残る．そこで，落札者の落札率，加算点，落札者以外の落札率，加算点の平均値を求め，さらに両者2点間における落札率と加算点の差（平均値－落札値）をプロットしたものを図5-6に示す．

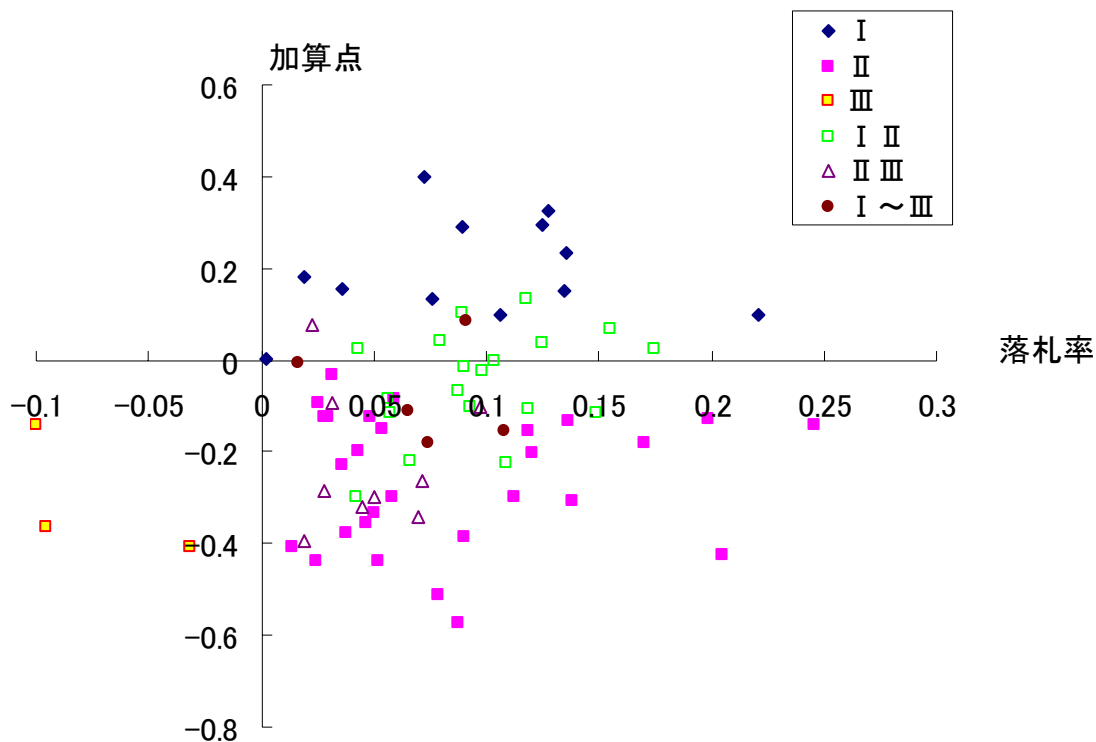


図 5-6 パターン別における落札平均値と落札値の差の分布

図 5-6 におけるプロットした値はパターン別に表-5-5 の領域に属する

表 5-5 パターン別における領域分布の性質

						~
落札率	正	正	負	正	正	正
加算点	正	負	負	正負	正負	正負

またこのグラフの特徴として

1. I 及び I II パターンにおいては技術力と価格にバラツキが生じない様にこの値がより 0 に近いことが望まれる。
2. II 及び II III パターンではこの値が 0 から離れていればいるほど技術力と価格が高い事を示している。

第 6 章 結論及び考察

政令指定都市における総合評価方式の実施状況について

各都市において実施状況に差が見られた。その理由として発注者、受注者側に以下の問題点が考えられる。

発注者側

1. 発注者側の審査に手間がかかり過ぎる
2. 評価の透明性、客観性を保つのが困難
3. 中小規模の工事が主で技術工夫の余地が無い
4. 施工計画書の審査項目の内容の設定が困難

受注者側

1. 審査員によって点数の不公平が出る
2. 市によっては小規模な工事が多く、画一的で優劣つけがたい計画書になる可能性がある

総合評価方式における落札率-技術評価点の分布

図 5-2 において、単一案件は落札率が高く、逆転現象が起きた案件に関しては落札率、加算点共に平均より高い数値であった。

パターン別領域分布について

図 5-4 よりⅡ、Ⅲ、Ⅱ-Ⅲパターンの案件は全体の 52%であった。逆に が含まれている案件全体の 48%であり、半数近くが技術と価格が正当にされたと言える。

図 5-5 において以下の傾向が見られた。

1. I パターンは価格、加算点ともに差が大きく正当に評価されていない傾向がある。
2. I II パターンは落札率に大きな差が見られたが加算点に関しての差は少なかった
3. 全体として落札者の価格と技術力は共に平均より高い数値であり正当に評価されていた。

今後の改善点

これから総合評価方式は全国的に本格導入される見通しであるがそれに伴い

1. 各都市において加算点の引き上げ
2. またそれに伴い評価方法をより公平にするために各都市で、受注者と発注者側で意見の交換
3. 情報の公開（まだほとんどの市では総合評価方式の結果は公開されていないため）が必要である。

第7章 まとめ

謝辞

本研究を進めるにあたり、皆川勝教授に多大なご指導を頂きました。

ここに深く感謝の意を表します。いろいろとご迷惑おかけしました。最後までご指導頂き本当にありがとうございました。

参考資料・Web サイト

参考文献

森北出版株式会社

著者 池田 弘明

建設事業とプロジェクトマネジメント

東京都中小企業団体 ～自民党中小企業調査会に対し、「公共事業の低入札価格問題について」の要望書を提出(全国官公需適格組合受注確保協議会)～

Web サイト

財務省入札適正化における実施状況

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy191219h.htm>

国土交通省

http://www.sr.mlit.go.jp/ftxt/all_list.cgi

公正取引委員会

<http://www.jftc.go.jp/>

各政令指定都市入札契約課サイト

日経コンストラクション,ケンプラッツ

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/>

日本土木工業学界 ～透明性のある入札.契約制度に向けた検討会議～

<http://www.dokokyo.or.jp/> 2007.5

日本共産党 ～低入札問題を考える～

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik4/2007-01-07/2007010704_02_0.html 2007.5

http://www.tokyochukai.or.jp/topics/2006/11/tei_nyusatu06.html 200

CALS/ECポータルサイト

<http://www.cals.jacic.or.jp/trend/kawasaki-city.html>

日本建設情報総合センター

<http://www.jacic.or.jp/>

入札情報 かわさき

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm#nyuusatu>

ヨコハマ入札のとびら

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

付録

中間発表概要

- 付録-1 第1回中間発表
- 付録-2 第2回中間発表
- 付録-3 第3回中間発表
- 付録-4 第4回中間発表
- 付録-5 第5回中間発表
- 付録-6 卒業論文概要

1. はじめに

近年日本の公共工事は談合を抑止し、より公平かつ透明性のある工事調達取引が求められている。図-1 より公共工事費と落札率は年々低下していることがわかる。従来の指名競争入札から全ての業者が入札に参加できる一般競争入札が全国的に拡大された一方で、極端に低い落札率の工事も発生した。低入札工事においては品質・安全性の低下や労働条件の悪化、下請け会社への圧力等が懸念される。そのため国土交通省は低入札を抑止するための法令を定めその中でも大きな期待が寄せられている政策の 1 つに総合評価入札方式がある。本研究では政令指定都市における総合評価方式の実施状況と各案件の評価の妥当性を考察した。政令指定都市を調査した理由として、どの市も総合評価方式をすでに導入しており、人口の多さからインフラ整備、公共工事の必要性が高い点が挙げられる。

2. 総合評価方式と他の入札方式の概要

従来の入札方式は、最も低い価格で入札した者が落札する方式であったが、総合評価方式は価格+品質で入札者を評価する。実施方式には大きく分け簡易型と簡易型より技術力重視の標準型があり、評価点の算出は以下の除算方式により行われ、評価点の最も高い入札者が落札となる。技術評価点=標準点（100点）+加算点

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

3. 総合評価方式の導入と実施状況

図-2 より各都市で導入と実施状況に差が存在したことがわかった。総合評価方式の実施割合はどの市も工事全体数に対してまだ少なく、今後本格導入をする予定である。最低制限価格や低入札調査制度等の低入札を抑止する対策は全都市で導入しているが価格と技術力が真に総合的に評価されているかは疑問である。

4. 結果と考察

総合評価方式によって行われた案件が公表されている都市において入札価格と技術評価点の関係を調査した。工事案件が公開されていた市は仙台市、静岡市、川崎市、横浜市であり、各工事の落札率と加算点（100点換算）をプロットしたものを図-3 に示す。逆転現象の案件は落札率、加算点が平均より高く、入札者が 1 社による単一案件は落札率が高い傾向にあった。

キーワード 公共工事 総合評価方式 価格 技術力

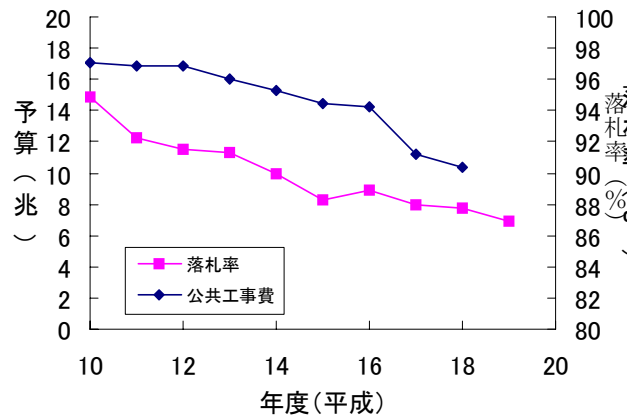


図-1 公共工事費と落札率の推移

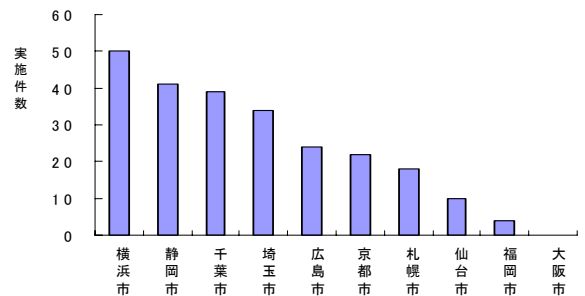


図-2 政令指定都市における総合評価方式実施件数

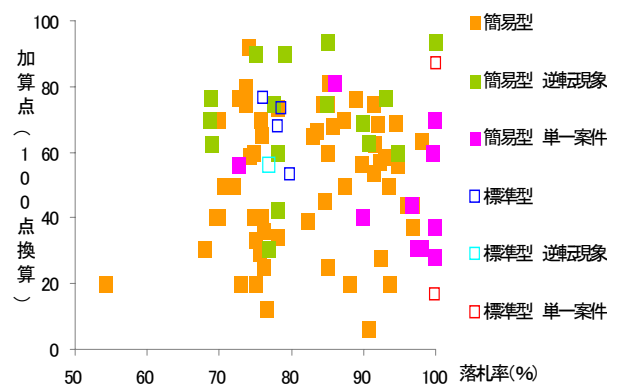


図-3 総合評価方式における落札率-技術評価点の分布

各案件は図-4 に示す落札者の評価点に対する他の入札業者の評価点の分布領域によりパターン別に分類できる。なおプロットにあたり入札参加が社による単一案件は除外した。各パターンは落札者の値の傾きにより決まり、その特徴は表-1 に示す。望ましい傾向としては落札率と技術力が共に高いIIパターン、技術力を評価したIIIパターンが含まれている案件である。逆にIが含まれている案件は技術力が正当に評価されていない可能性がある。図-5 は各パターンの割合である。II、III、II-IIIパターンの案件は全体の52%であった。逆にIが含まれている案件全体の48%であり、半数近くが技術と価格が正当に評価されたといえる。

しかしIが含まれるパターンにおいては価格と技術力をどの程度正当に評価されているかに疑問が残る。そこで、落札者の落札率、加算点、落札者以外の落札率、加算点の平均値を求め、さらに両者2点間における落札率と加算点の差(平均値-落札値)をプロットしたものを図-6 に示す。Iが含まれるパターン特にI、IIパターンにおいては技術と価格にバラツキが生じない様にこの値がより0に近いことが望まれる。結果として全体と比べIパターンは落札率と点数に大きな差が見られ、I IIパターンでは落札率に比較的大きな差が生じていた。

5. 結論

総合評価入札方式は今後さらに拡大される傾向にある。それに伴いデータ数を増やし、信頼性を高めることでより明確に価格と技術力が評価できるようになるだろう。本研究で用いたこのパターン別分類を政令指定都市だけでなく、県や地方整備局といった各機関の案件にも応用すれば、どのように各機関が価格と技術を評価しているかを把握することができると思われる。

参考文献

- 1) 財務省 入札適正化法による実施状況
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy191219h.htm>
- 2) 国土交通省
http://www.sr.mlit.go.jp/ftxt/all_list.gi
- 3) 公正取引委員会
<http://www.jftc.go.jp/>
- 4) 各政令指定都市入札契約課
- 5) 日経コンストラクション, ケンプラッツ
<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/>

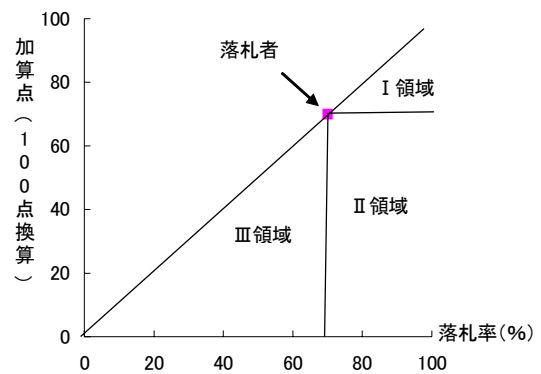


図-4 各案件パターン分け領域定義

表-1 パターン毎の価格と加算点の特徴

	価格	加算点	逆転現象
I	最低	最低	無し
II	最低	最高	無し
III	中位	最高	有り
I II	最低	中位	無し
II III	中位	最高	有り
I ~ III	中位	中位	有り

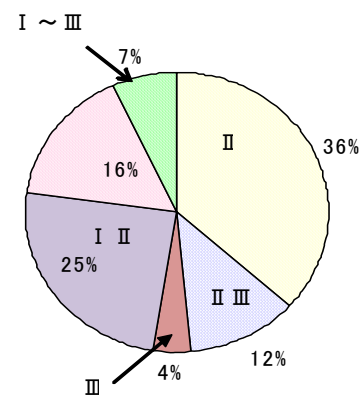


図5 各パターン別割合

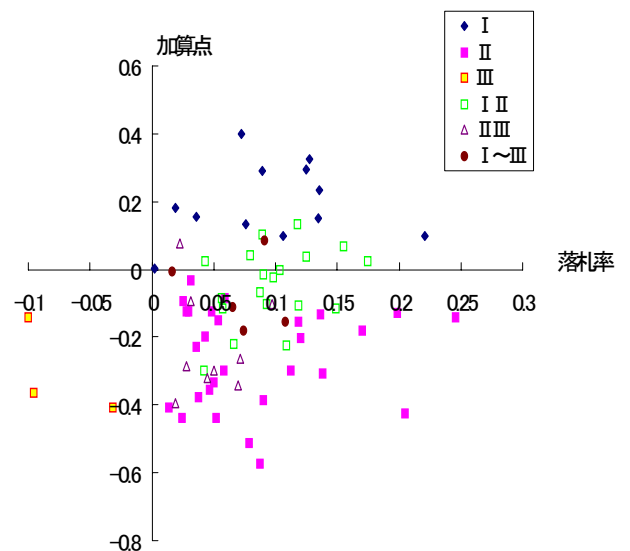


図-6 パターン別における落札平均値と落札値の差の分布

総合評価入札制度の実施状況と評価の妥当性

建設情報マネジメント研究室
0317032
尾崎清

はじめに

近年の動向
談合を抑止し公正かつ透明性のある公共工事
一般競争入札の拡大 → 参加業者の増加
低入札案件(ダンピング)の増加
品質低下や労働条件の悪化が懸念される

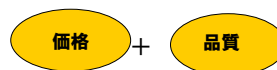
国土交通省の対策 → 総合評価入札方式導入

研究目的

- 政令指定都市の総合評価実施状況
- 各工事案件における価格と技術評価の妥当性
- 以上2点を考察した

総合評価方式の概略

他の入札方式との違い



価格だけでなく技術力も評価
点数(評価値)の最も高い入札者を落札とする
大きく分け簡易型と標準型がある

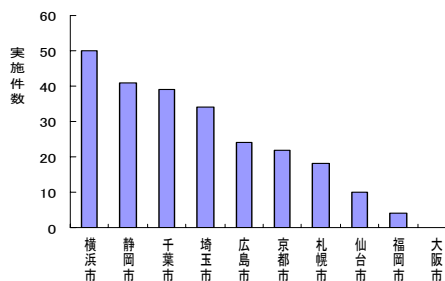
評価方法

- 各政令指定都市は以下の除算方式で評価値を算出する

技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点
評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 1,000,000

- 加算点が技術力を決定づける要因

政令指定都市の実施状況



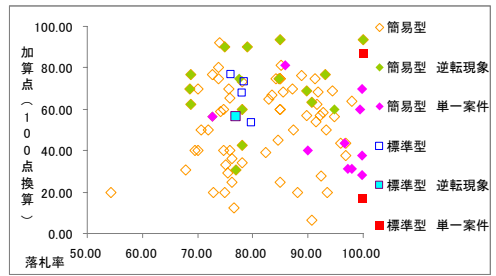
検証

実施状況における各市ごとの差
 全く行っていない地域→発注者側の負担の増加？
 平成20年度～本格的な実施に移行する見通し

一方 総合評価方式を実施している市では
 価格と技術は総合的に評価されているのか？

公開されているデータから落札率と加算点(100点換算)を
 プロットした図を作成し分布を検証した

総合評価案件全体のプロット



落札率 落札価格/予定価格 × 100

加算点 各業者の加算点/各工事ごとの加算点の満点数 × 100

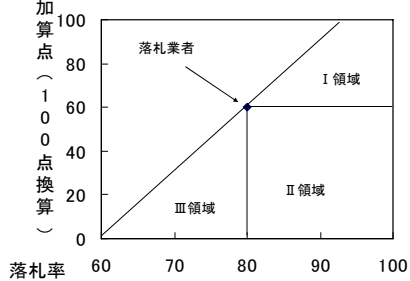
逆転現象 最も価格が安い入札者が落札されず、技術力が高い業者が落札されるケース

パターン別分類について

各案件において価格と技術力がどのように競争され入札されたかを調べた。

結果、上記の全体のプロット図における各工事案件はパターン別に分類できることがわかった。

各案件パターン分け領域定義



落札業者を基準とし縦軸と横軸、0点との交点の延長線により3つの区域に分類できる(単一業者における案件は除く)

各パターンの特徴

	価格	加算点	逆転現象
I	最低	最低	無し
II	最低	最高	無し
III	中位	最高	有り
I II	最低	中位	無し
II III	中位	最高	有り
I~III	中位	中位	有り

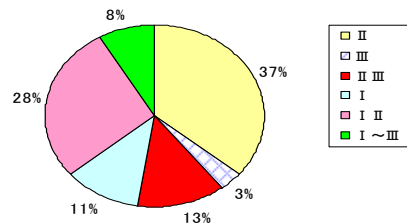
価格と技術力が正当に評価されているパターン

II, III, II-IIIパターン

価格と技術力の評価に検証が必要なパターン

I, I-IIパターン

各パターン実施割合

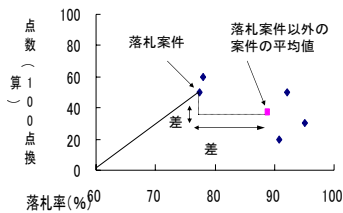


II, III, II-IIIパターン 53%→妥当な評価

I, I-II, I~IIIパターン 47%→検証が必要

Iを含むパターンの評価方法

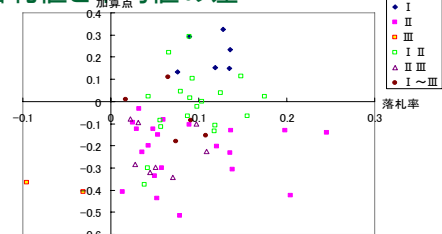
静岡-24



1. 落札案件以外の案件の平均値－落札案件の落札率と加算点の値を算出

2. 1で求めた点を各工事ごとにプロット

落札値と平均値の差



I, I-IIタイプにおいてはプロットした値が0から放れているほど価格に対する技術力が低いことを意味する

II, II-IIIタイプにおいてこのプロットした値が0から離れているほど価格に対する技術力が高いことを意味する。

結果と考察

落札値と平均値の差より以下の傾向がみられた

Iパターン 落札率と加算点の差が大きい

I-IIパターン 落札の差が大きい

以上よりI及びI-IIパターンの価格と技術力の評価は全体的に見て妥当ではないと考えられる。

結論

1. 政令指定都市における総合評価方式の実施はまだ完全とはいえない
2. パターン別分類はデータこそ少ないが方法としては今後の総合評価方式に応用できる。
3. 総合評価方式拡大に伴いデータ量を増加させれば各機関,各市がどれ位価格と技術の評価しているかが明確になる。

本研究は今後の公共工事により役立つと言える

参考資料

- 参考文献
- 1)財務省 入札適正化法による実施状況 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy191219h.htm>
- 2)国土交通省 http://www.sr.mlit.go.jp/ftxt/all_list.cgi
- 3)公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/>
- 4)各政令指定都市入札契約課
- 5)日経コンストラクション,ケンプラッツ <http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/>

透明性のある公共事業とは？ ～低入札問題を考える～

武蔵工業大学 尾崎 清
指導教員 皆川 勝

1. 背景

近年、国際化した経済社会において公共事業は透明性、公正性、ルールに基づく自由な競争がこれまで以上に強く要請されている。これを背景として公共工事における公正な競争を求めて、平成18年1月より「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（改正独占禁止法）」が施行された。

その一方で平成17年4月に公共調達制度において価格のみによる競争から、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価することにより品質確保の促進を図ることを目的とした「公共事業の品質確保の促進に関する法律」が施行された。

しかしながら、建設業界の公共事業を巡る対応の遅れから、度重なる不祥事を発生させたことが国民の公共事業への不信につながっている¹⁾。

2. 研究目的

こういった背景の中で近年、低入札問題が騒がれている。異常に低い落札率の工事が増えてきているのである。低い金額で落札するという事は「コストを抑える」という意味では好ましい。しかし、それに伴う問題点が現在非常に深刻になってきている。

本研究は低入札問題を様々な角度から見つめ、これからの建設業界の発展に少しでも貢献するためのものである。今回は低入札の大まかな概要を調べた。

3. 建設業界の特質

低入札問題を考えるにあたり、まず日本の建設業の特質を調べた。

財政状況が今日ほど切迫していなかった時期、公共事業は景気対策の有力な手段とされてきた。つまり公共事業は所得や雇用の創出など、地域経済に与える効果が極めて大きいのである。

このため地域経済や中小企業経営の維持といった要請から、政治、行政等を含めた複雑な構造の中で公共工事が実施され、建設業の事業活動は行なわれてきたのである。また建設業は受注産業のため、その市場は発注者が主導するものとなっており、請負人である建設業者は発注者の意思に強く制約されがちとなる。

このような特質が日本の建設業に「発注者への依存」や「仕事を分け合う」といったいわゆる、「馴れ合いの関係」的な産業構造を形成した。その結果、「国民の意識や経済社会の流れに的確に対応して自らを改革すること」や、「公共調達制度に関わる根本的問題を改善する」ことに、建設業者は消極的であった。

こういった建設業の特質をなくすべく、近年様々な取り組みが成されている。しかし少なからず大手ゼネコンを中心にそういった特質、いわゆる「談合」などは残っている。

4. 低入札問題について考える

それでは上記の内容も踏まえた上でこの低入札問題を考えてみる。

(1) 低入札の実体

国土交通省が2005年度と2006年度上半期に発注した直轄工事（10億円以上で一般競争入札）170件のうち約3割の53件を、異常に低い入札価格でゼネコンが受注していることが分かった。これらの工事は国交省の定める低入札価格調査（入札価格が低いので適正に工事が行われるか発注機関が調査する）の対象になっている。

中には予定価格（労務費や材料費を積算し、上限の価格を定めるもので国土交通省は適正な価格と説明している）の40%、50%台というものもある。これは昨年末、国交省が日本共産党の穀田恵二衆院議員に提出した資料で明らかになったものである。²⁾

(2)具体例

落札率が 46.43%の北海道開発局発注,ダム関連工事の場合,大成建設,地崎工業など大手ゼネコンが受注しています.各地方整備局(国交省の地方機関)別に見ても,東北地方整備局が9件のうち4件,北陸地方整備局が10件のうち5件,中国地方整備局が12件のうち6件が低入札価格対象になっている。

4. 低価格入札に伴う問題

低価格入札により何が問題になるのだろうか?

(1) 品質問題

低入札価格によって粗悪な手抜き工事が行なわれ,品質に問題がある工事になる可能性がある.その結果,補強工事が追加になるなど「安物買いの銭失い」になりかねない.また低価格により,下請け業者の下請け代金や下請け労働者の賃金が切り下げられ,赤字受注や倒産・廃業,技術者の労働条件悪化や失業につながる可能性もある。

(2) 中小の受注機会を奪う

とりわけ公共事業に依存している多くの地方では,“価格破壊”が続くなかで大手ゼネコンが地方発注工事に参入し,地元中小建設業の受注機会を奪っている.現に2006年度上半期の建設業倒産件数は前年の同期と比べて一割増の1293件に達している.また建設常用労働者の賃金は1994年の1日19000千円から2005年には16000円台になり大幅に下落.低下傾向を脱することができないとされている(全国建設労働組合総連合東京地連調べ)²⁾。

5. 低入札問題に対する対策

こういった問題対処するには以下のような対策が必要となる。

- (1)低入札価格調査制度を厳格に運用し.明白に原価割れが予想される入札業者を排除するなど適切な措置を講ずる。
- (2)公共工事入札にも最低制限価格制度を導入し.工事の品質を確保するとともに中小事業者の育成にもつながるよう配慮する。
- (3)公共工事計労務単価の見直しを行い.実勢に即したものとすること。
- (4)方自治体は.最低制限価格の事前公表は止め.事後公表とすること。
- (5)事業者のランク制を守り.中小企業が大手ゼネコンと同一の案件で競争することのないよう配慮する。
- (6)適格組合については.「総合点検の算定特例制度」により組合の能力を正しく評価する。
- (7)事品質確保法の企業評価・提案制度等の運用にあたっては.大手・中堅企業のみが優位に立ち.中小企業や組合が排除されることのないよう適正な運用に努める³⁾

6. 今後の方向性

今回は低入札問題の大枠を見てきた.しかし各自治体により低入札問題に対する様々な取り組みがなされている.また工事の種類によっても取り決めが細かく成されている.そういった点を考慮に入れ.うまくいっている対策やその要因の共通点を見つけて行きたい。

参考文献

- 1)日本土木工業学界 ～透明性のある入札.契約制度に向けた検討会議～
<http://www.dokokyo.or.jp/> 2007.5
- 2)日本共産党 ～低入札問題を考える～
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik4/2007-01-07/2007010704_02_0.html 2007.5
- 3)東京都中小企業団体 ～自民党中小企業調査会に対し.「公共事業の低入札価格問題について」の要望書を提出(全国官公需適格組合受注確保協議会)～
http://www.tokyochuokai.or.jp/topics/2006/11/tei_nyusatu06.html 2007.5

透明性のある公共事業とは？

～低入札問題を考える～

建設情報マネジメントゼミナール
学生氏名 尾崎 清
指導教員 皆川 勝

研究目的

- 低入札問題(ダンピング)に対する問題意識を認識し理解を深める。
- 低入札問題を様々な角度から見つめ、これからの建設業界の発展に少しでも貢献する。

低入札問題とは？

- 公正な競争を妨げるほど不当に安い価格で販売すること
- コストを抑えるといった意味では好ましいが、現在それに伴う問題が深刻化している。

背景

- 近年一般競争入札の拡大により、入札契約制度の透明性が高まっている。
- しかし一方、昨今、大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられる。

建設業界の特質(公共工事の場合)

- 所得や雇用の創出
 - 地域経済に与える影響が極めて大きい
 - 政治、行政との関わりがあり複雑な構造の中で工事が行なわれている。
 - 受注産業→発注者の権力が大きい
- ↓
- 仕事を分け合う、発注者への依存。

低入札によって起こる問題

- 公共工事の品質の確保に支障を及ぼす。
 - 下請けへのしわ寄せ、
 - 労働条件の悪化、
 - 安全対策の不徹底等につながる。
-
- 国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものである。
- ↓
- 低入札に対する対策を講ずる必要がある。

低入札に至った理由

- 1位 実行予算上十分に採算と合うと思った。
- 2位 自社の職員作業員に空きがあった。
- 3位 手持ちの資機材でコスト削減が可能だと思った。
- 4位 工事の実績が欲しかった。
- 5位 年間の完工高を高くするため
- 6位 工事場所隣接していて、
営業上採算を度外視しとりに行った。
- 7位 下請け会社に仕事がない。

対策

- 不適格業者の排除
- 最低価格制度の導入
- 受注者側の技術者の増員
- 現地調査
- 工事コスト調査の内訳
- 発注者の監督、検査等の強化

受注者側の技術者の増員

- 条件付で実施される場合が多い。
- 予定価格2億円以上の低入札価格調査対象工事
で
- 専任の監理技術者の配置が義務付けられている
場合。
- 過去2年間に70点未満の工事成績評定を通知され
た企業等である場合
- 専任技術者を増員して配置。(現在は、工事成績
評定65点未満の企業等を対象。)
- 千葉や島根、三重などが実施。

現地調査

- 現地調査
- 予定価格2億円以上の低入札価格調査対象
工事は全て重点調査を実施することとし、
その調査結果をホームページにおいて公表

島根県が実施

工事コスト調査の内訳を公表

- 工事コスト調査の内訳
- 工事施工後に行う工事コスト調査の内訳及
びその分析結果(低入札価格調査資料との
整合性等)を公表。

発注者の監督、検査等の強化

- モニターカメラを工事現場に設置。
監督業務において補助的に活用することにより、
工事全体の施工状況を把握。
- 発注者の指定する不可視部分の出来高管理
を、受注者がビデオ撮影により行い、発注者に
提出することを契約上義務付け。

今後の方向性

- 低入札問題に関する各自治体の取り組みは様々である。
- そういった点を考慮に入れうまくいっている対策やその要因の共通点を見つけていきたい。

参考文献

- 参考文献
- 1) 日本土木工業学会 ～透明性のある入札契約制度に向けた検討会議～
<http://www.dokokyo.or.jp/> 2007 .5
- 2) 日本共産党 ～低入札問題を考える～
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik4/2007-01-07/2007010704_02_0.html 2007.5
- 3) 東京都中小企業団体 ～自民党中小企業調査会に対し、「公共事業の低入札価格問題について」の要望書を提出(全国官公需適格組合受注確保協議会)～
http://www.tokyochuokai.or.jp/topics/2006/11/tei_nyusatu06.html 200

低入札の調査範囲

武蔵工業大学 尾崎 清
指導教員 皆川 勝教授

1. 研究の流れ

現代、低入札における影響を一番受けているのは中小企業である。そこで中小企業の実態を調べその結果について考察して行く。

2. 本研究目的

今回は各市で行われている入札に関する取り組みや各制度を調べた。その理由はこれからの研究の調査範囲を絞るため。アンケートを作成する際の参考資料にするためである。また各団体の取り組みの共通点を見つけることで、これからの低入札への取り組みや動きを把握するためである。

3. 調査範囲について

今回は東京近辺の各県の入札に関する取り組みを調べた。その理由は実際調査に行ける範囲であること、実際現地に赴くことでより詳細なデータも手に入る可能性も高いと考えたからである。調べた範囲は、東京都庁、横浜市役所、千葉市役所、埼玉市役所の4つである。

4. 調査項目

実際のどの程度入札制度が進んでいるか？その目安としていくつか項目を絞った。
総合評価方式の実施→工事の品質の確保
情報の公開レベル→透明性の目安
その他行なっている取り組み→どの程度の問題意識を持っているかの目安（この点においては特に中小企業への配慮を重視している）

5. 総合評価方式について

総合評価方式とは価格以外にも企業の技術力や社会性等の点も含め評価し点数をつける新しい入札方式。東京、埼玉、千葉、横浜、全てで行なわれている。国土交通省が定めた基本的事項にのっとり各団体で総合評価方式を推進・拡大して行く方向にある。ただ適用範囲に関して埼玉に関しては「特に小規模の工事に対しては行なわない」とあった。この「特に小規模の工事」に対しての定義は特に書かれていなかった。また東京都と埼玉では新しい総合評価方式の「技術力評価型」を今後導入し工事の品質をより一層図ってゆく見通しである。

6. 情報の公開レベル

公共工事の透明性を高めるために近年ネット上でも工事や入札の情報の公開が進んでいる。また情報公開の一つに「予定価格の公表」がある。このメリットとして「予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果」や「不正な入札の抑止力となり得ること」が挙げられる。調査の結果、各団体において共通していた項目は「予定価格（見積もり）」「入札情報」「年間発注」「入札参加資格」「契約制度」「指名停止企業一覧」等の重要項目はどこも公表していた。各団体それぞれ独自の方式で入札に関する様々な情報を公開していた。

・「公共事業評価制度」

市や都が実施する大規模な公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とした制度。各団体（東京、横浜、埼玉）独自の方

式で行なっている。またその情報も公開している。

7・各団体の地域経済への取り組み

「小規模修繕業者登録」(埼玉県)

市内事業者の受注機会を拡大し市内経済の活性化を図る目的から、小規模修繕の契約希望者の登録を随時受付けている。小規模修繕業務とは、埼玉県が発注する「内容が軽易な50万円以下の小規模な修繕の請負業務」のことを指す。

「市内企業優先発注」(横浜市)

横浜市では登録業者が下請け会社に発注を行なう際に市内の企業優先的に活用するように推奨している。主に資材の発注、機材の借り入れ購入、適正な価格で仕事を請け負わせる、支払いも適正な期間に行なわせる等記述されている。

「優良企業表彰制度」(埼玉県, 横浜市都市整備局)

適正な工事施工の確保、請負業者の技術や意欲向上を図るため、市が発注した工事を優秀な成績で施工した請負業者及び技術者の方々を表彰する制度。埼玉県と横浜市都市整備局が行なっている。しかし、情報公開、評価の規定の面から見ると横浜市が優れている。ちなみに東京都でも評価点に対する優遇措置(優先的に指名等)は取られている。千葉市でも独自の方式にのっとった「業種別総合点数順位」というものがあった。

8・全体の流れ

今回の調査は各団体のホームページ、それに関するガイドラインの規程にのっとって行なった。その結果、実際4で取り決めた調査項目、「総合評価の方式」「情報公開」「各団体の取り組み」に関してはどの団体もある程度は行っていた。共通していることは、

- ・コストの削減しつつ低入札防止
- ・中小企業の保護
- ・工事の品質管理の強化(総合評価方式の拡大, 技術者の増員)

の流れが強まっていることである。わかりきった事であったが改めて実感した。

9・横浜市が優れている点

- ・ホームページの充実, 情報公開とその透明性

どの団体も政策や取り組みがある程度行なわれている中、特に優れているのは横浜市であった。それは情報公開とそのわかりやすさ(透明性)の点である。公共工事に関する情報公開全体のデータ量でいうと東京が一番多かった。しかし、利用者側の立場に立って見ると見易さや使い易さも重要になってくる。

また市内の中小企業に対する政策、配慮が充実している。受注者に地元企業の活性化を強く呼びかけている団体はここだけであった。

10・考察と今後の方向性

これらの点は低入札が中小企業に与える影響の実体を調べる上で大きなポイントとなる。つまり低入札防止の意識の高いということである。実際に調査を行なう価値は十分にあると判断した。そこでこれから、横浜市の政策や、企業の実態調査を行なって行く。

11・参考資料

東京都 <http://www.metro.tokyo.jp/index.htm>

横浜市 <http://www.city.yokohama.jp/front/welcome.html>

埼玉県ホームページ <http://www.city.saitama.jp/index.html>

千葉市ホームページ <http://www.city.chiba.jp/index.html>

低入札の調査範囲

建設情報マネジメント
尾崎 清

研究目的

- 各都市における低入札問題の取り組みの共通点を見つける

調査範囲について

- 東京都庁
- 横浜市役所
- 千葉市役所
- さいたま市役所

調査項目

- 総合評価方式の実施→工事の品質の確保
- 情報の公開レベル→透明性の目安
- その他行なっている取り組み→どの程度の問題意識を持っているか？

総合評価方式について

- 東京、埼玉、千葉、横浜、全てで行なわれている
- 今後拡大の見通し
- 東京都と埼玉
「技術力評価型」を今後導入の見通しである。

情報の公開レベル

- 各団体において共通していた項目は
- 「予定価格(見積もり)」
 - 「入札情報」「年間発注」
 - 「入札参加資格」
 - 「契約制度」
 - 「指名停止企業一覧」等
- 等の重要項目は公開されていた

公共事業評価制度

- 公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とした制度。
- 大規模な公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表する
- 各団体(東京、横浜、埼玉)独自で行なっている。またその情報も公開している。

各団体の地域経済への取り組み

「小規模修繕業者登録」(埼玉市)

市内事業者の受注機会を拡大し市内経済の活性化を図る目的から、小規模修繕の契約希望者の登録を随時受け付けている。

小規模修繕業務とは、埼玉市が発注する「内容が軽易な50万円以下の小規模な修繕の請負業務」のことを指す

各団体の地域経済への取り組み2

- 「市内企業優先発注」(横浜市)
- 横浜市では登録業者が下請け会社に発注を行なう際に市内の企業優先的に活用するように推奨している。主に資材の発注、機材の借り入れ購入、適正な価格で仕事を請け負わせる、支払いも適正な期間に行なわせる等記述されている。

各団体の地域経済への取り組み3

- 「優良企業表彰制度」(埼玉市、横浜市都市整備局)
- 適正な工事施工の確保、請負業者の技術や意欲向上を図るため、市が発注した工事を優秀な成績で施工した請負業者及び技術者の方々を表彰する制度。埼玉市と横浜市都市整備局が行なわれている

結果

- 全体に共通していたことは
- 中小企業の保護
- 工事の品質管理の強化(総合評価方式の拡大、技術者の増員)

横浜市が優れている点

ホームページの充実、情報公開とその透明性
それは情報公開とそのわかりやすさ(透明性)
公共工事に関する情報公開全体のデータ量
中小企業に対する配慮

- 内の中小企業に対する政策、配慮が充実している
- 受注者に地元企業の活性化を強く呼びかけている団体は横浜市だけであった。

考察と今後の方向性

- これらの点は低入札が中小企業に与える影響の実体を調べる上で大きなポイントとなる。
- 実際に調査を行なう価値は十分にあると判断した。
- そこでこれから、横浜市の政策や、企業の実態調査を行なって行く。

参考資料

- 東京都都庁契約課
<http://www.metro.tokyo.jp/index.htm>
- 横浜市役所契約課
<http://www.city.yokohama.jp/front/welcome.html>
- 埼玉市役所契約課
<http://www.city.saitama.jp/index.html>
- 千葉市役所契約課
<http://www.city.chiba.jp/index.html>

透明性のある公共事業とは？
～低入札問題を考える～

学生氏名 尾崎 清
指導教員 皆川 勝

1. 研究目的

低入札に関する実情を調べるため横浜市と川崎市における入札制度のとりくみ及び入札状況を比較調査という形で研究を行なった。本研究の目的は両市においてどんな違いがあり、またそこからこれからの入札制度における課題をみつけることである。

2. 背景

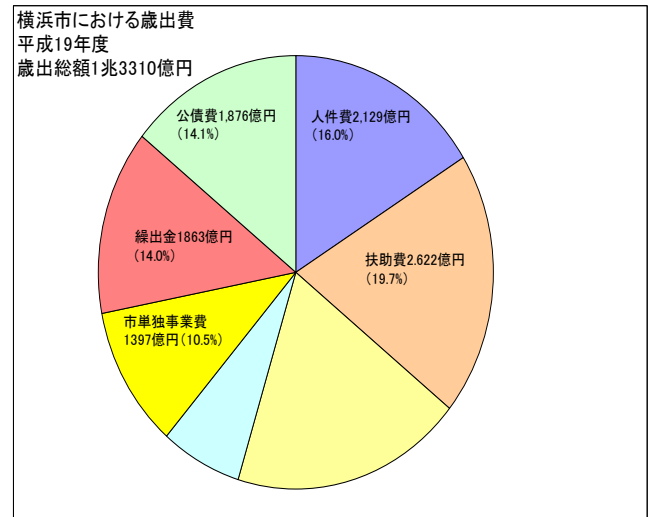
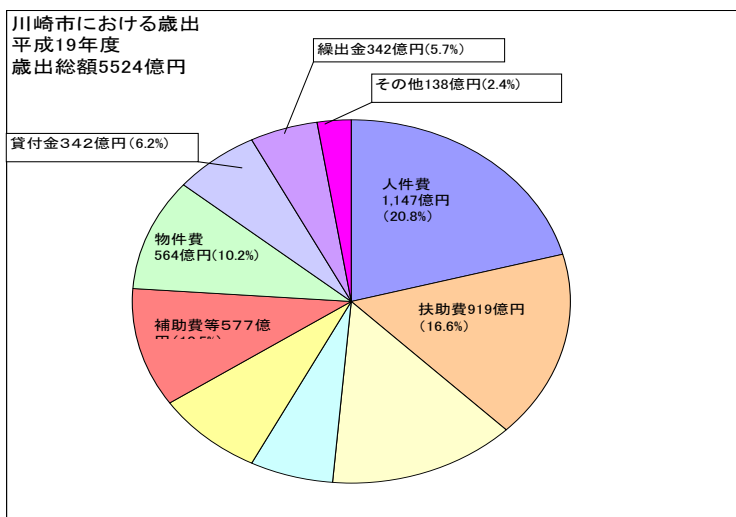
横浜市と川崎市におけるいくつかの共通点を挙げる。

政令指定都市 17 市で財政基盤が整っている

両市は隣接してあるため比較しやすい

東京湾に面しておりともに商業、工業が発達している。

人口が密集しており都市基盤設備の改善が必要不可欠である。



上の図における市単独事業費，補助費用費が「設備等整備費」にあたり建設費などもふくまれている。両市とも歳出金額に差はあるが川崎市 14.1%,横浜市 17.2%とさして差はない。では実際に市の発注する工事についてどのように調達が行われているのか？

3, 両市の入札制度

横浜市 一般競争入札 (24.1 億円以上の工事は政府調達協定対象工事)

一般競争入札 (条件付き) 24.1 億円以上の工事は政府調達協定対象工事にならない工事発注する工事ごとに所在地等を入札参加条件として設定している。横浜市は市内の企業を優先させている

指名競争入札 (競争入札扱要第 27 条に規定する工事に限り)

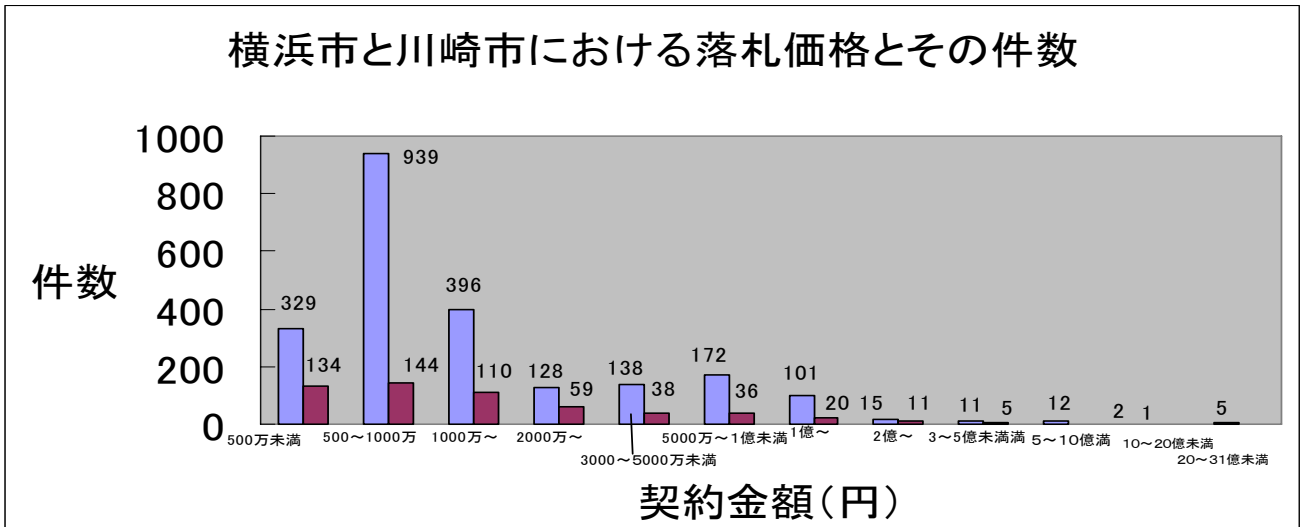
川崎市 平成 19 年より 500 万円以上のすべての工事が一般競争入札

総合評価方式 横浜市は簡易型と標準型。川崎市は簡易型で行っている。

4 落札価格と落札件数

両市において低入札に関しての調査をするにあたり落札件数と契約 (落札) 価格とその件数に違いは見られるのか？両市のホームページで公開されている入札結果情報よりその価格と件数に関してグラフにした。期間は平成 17 年 5/16～平成 19 年 11/16 までの土木工事である。これは横浜市の一番古いデータが平成 17 年 5/16 であったためこうなった。

なお両市における全体契約件数は横浜市が 2255 件。川崎市が 560 件であった。



5, 結果

全体の落札件数は横浜市が川崎市のおおよそ4倍ほどであった。年度別に見るとやはり全体の工事価格は下がっていた。また5億円を超える工事に関しては企業団体が取り組むケースが多かった。川崎市の方が横浜市と比べ高額な工事の割合がやや高い。500~1000万の工事においては比率を考えてみても横浜市は圧倒的に多い。これはなぜなのか？今後の課題に入れてみたい。全体的にやはり低入札傾向にあった。

6, 考察

落札件数全体の差は横浜市と川崎市との面積の違い、予算の違いによる所が大きいと考える。今回の調査を通して痛感したこと、課題は多い。低入札工事が認められた工事の割合。両市において似たような工事においてプロセスの違いはあるのか？契約価格に関して公開している情報はこれがすべてなのか？情報の信頼性。低入札と地域との関係等。制度についても同じことが言える。

6. 今後の方向性

今回低入札問題を実情は見られなかった。しかし、横浜市の工事数の多さは単なる地理的な問題ではなく各企業が参加しやすい様な取り組みの成果なのかもしれない。今回のデータが生きるようにこの両市の関係をこれからも調査して行きたい。

参考文献

- 1) 横浜市役所契約情報
<http://www.city.yokohama.jp/front/welcome.html>
- 2) 川崎市役所契約情報
<http://www.city.kawasaki.jp/>
- 3) CALS/EC ポータルサイト
<http://www.cals.jacic.or.jp/trend/kawasaki-city.html>
- 4) 日本建設情報総合センター
<http://www.jacic.or.jp/>

横浜市と川崎市

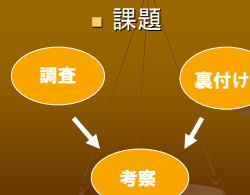
建設情報マネジメント
尾崎 清

目的

- 横浜市と川崎市の両市を比べることにより両市にどのような違いがあり、またそこからこれからの入札制度の課題を見つける。

問題

- 低入札に関して両者の市の政策を比較調査することにより浮かび上がる問題点を考える！



川崎市と横浜市の共通点

- 政令指定都市17都市で財政基盤が整っている。
- 両市は隣接していて比較しやすい
- 東京湾に面しており商業、工業が発達している
- 人口が密集しており都市基盤整備の改善が不可欠である。

入札方式

- 横浜市
- 一般競争入札
- (24.1億円以上の工事は政府調達協定対象工事)
- 一般競争入札(条件付き)
- 24.1億円以上の工事は政府調達協定対象工事にならない工事。
- 市内企業優先

WTO特定調達契約

- 平成8年1月1日に発効した政府調達に関する協定に係る契約です。この協定は、国、都道府県、政令指定都市及び政府関係機関が調達する物品やサービス(建設工事を含みます。)のうち、一定金額以上のものの入札・契約手続きについて国内外企業を平等に取り扱うことを定めたものです。

川崎市

川崎市

一般競争入札

- 500万円以上の工事(平成19年度)
- 随意契約

総合評価方式

一般競争入札において

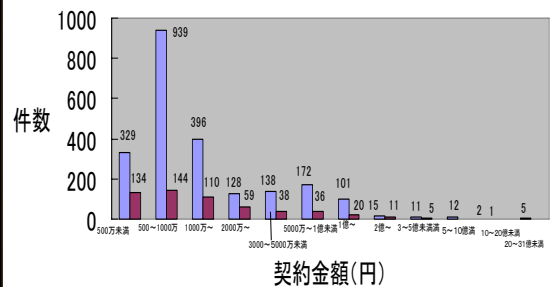
横浜市→簡易型 標準型

川崎→簡易
が必要に応じて行なわれる。

落札件数と契約(落札)価格

- 両市のホームページで公開されている入札結果情報よりその価格と件数に関してグラフにした。期間は
- 平成17年5/16～平成19年11/16までの
- 土木工事である。
- これは横浜市の一番古いデータが平成17年5/16であったためこうなった。
- 工事数は横浜市2255件 川崎市560件

横浜市と川崎市における落札価格とその件数



結果

- 全体の落札件数は横浜市が川崎市のおおよそ4倍ほどであった。
- 5億円を超える工事に関しては企業団体が取り組むケースが多かった。
- 川崎市の方が横浜市と比べ高額な工事の割合がやや高い。
- 500～1000万の工事においては比率を考慮してみても横浜市は圧倒的に多い。

課題

- 低入札工事が認められた工事の割合。
- 両市において似たような工事においてプロセスの違いはあるのか？
- 契約価格に関して公開している情報はこれがすべてなのか？情報の信頼性。
- 低入札と地域との関係等。
- 横浜市の仕事数の多さについて

参考資料

- 横浜市ホームページ
- <http://www.city.yokohama.jp/front/welcome.html>
- 川崎市ホームページ
- <http://www.city.kawasaki.jp/>
- 3) CALS/ECポータルサイト
- <http://www.cals.jacic.or.jp/trend/kawasaki-city.html>
- 4) 日本建設情報総合センター
- <http://www.jacic.or.jp/>

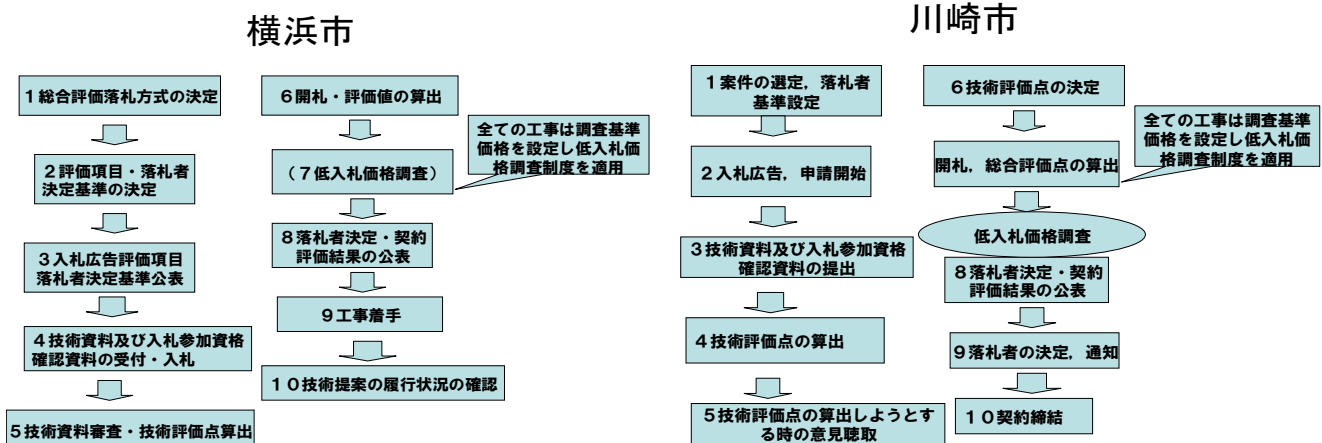
総合評価入札制度の実施状況
～横浜市と川崎市の比較～

学生氏名 尾崎 清
指導教員 皆川 勝

1. 背景

低入札を抑止するにあたり大きな期待が寄せられている政策の一つに総合評価入札方式がある。今現在全国的に総合評価入札方式を導入している動きにあり、総合評価入札方式の実施状況を調べることで各自治体の低入札問題取り組みの実情が見えてくると考えた。横浜市における総合評価入札制度はどの程度進んでいるのか、比較調査を行いその結果浮かぶ問題点はあるのか、比較の対象地は前回に引き続き川崎市である。両市における総合評価入札制度を調査した。

2. 両市における総合評価方式の流れ



総合評価方式の流れに関しては両市とも細かく規定がなされている。入札調査制度や学識者経験者への意見聴取、企業へのヒアリング、価項目の公表、資料配布など、全て「公平、透明性な取引の実現」という考えに基づいて行なっている。実際「手続きが多く面倒」という業者の声もある。

3. 評価項目（加算点）について

総合評価方式には各業者の技術力や企業体質を調査するための「評価項目」がある。これを点数化しその数値（加算点）と入札価格が落札に影響してくる。両市における評価項目を表にまとめた。評価式は 技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100,000,000

表1 加算点による評価項目(横浜市)

評価分類	評価項目	型の適用 標準型 簡易型	評価項目内用
企業の技術力	技術提案	1項目以上選択	総合的なコストに関する提案 工事的物性の性能・強度等に関する提案 社会的要請に対応した提案
	技術提案に係る施工計画	選択	技術提案の計画の実現性、有効性
企業の施工能力	簡易な施工計画	2項目以上選択	工程管理に係る技術的所見 品質管理に係る技術的所見 施工上の課題に係る技術的所見 施工上配慮すべき事項 安全管理に留意すべき事項 環境負荷軽減に配慮すべき事項
	同種工事の施工実績	選択	評価項目と同じ
企業の施工能力	工事成績の実績	選択	評価項目と同じ
	優良事業者表彰の実績	選択	評価項目と同じ
企業の社会性 信頼性	配置予定技術者の施工経験	選択	評価項目と同じ
	配置予定技術者の資格	選択	評価項目と同じ
企業の社会性 信頼性	主たる営業所の所在地	選択	評価項目と同じ
	災害協力業者名簿登録	選択	評価項目と同じ

表2 加算点による評価項目(川崎市)

分類	評価項目	必須 ● 任意 ○	評価基準	配点
施工計画	工事設定の適切性	○	各工程の工期及び工事の手順が明確であり、優れた工夫が見られる ※ 各工程の工期が適切である ※ 各工程の工期が適切でない	5
	施工計画に配慮すべき点に関する技術的所見	○	施工計画が適切でない 課題に対して適切な対策を講じており適切であり、優れた工夫が見られる	5
	施工上配慮すべき点に関する技術的所見	○	課題に対して適切な対策を講じており適切であり、優れた工夫が見られる 課題に対して適切な対策を講じており適切でない	5
評価項目以上を指定する	材料の品質管理に関する技術的所見	○	品質の確認方法、管理方法が現地状況を踏まえており適切である 品質の確認方法、管理方法が現地状況を踏まえており適切でない	5
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績(過去10年間)	●	提出のあった工事実績が川崎市発注以外の同種工事の元請として認められる 実績なしは入札資格とする場合入札無効	2
	過去2年間の川崎市工事成績評定点の平均点	●	同職種における平均点が90点以上 同職種における平均点が75点以上80点未満 同職種における平均点が60点以上75点未満 同職種における平均点が45点以上60点未満 同職種における平均点が45点未満	3
企業の施工能力	過去5年間の川崎市優良企業表彰の実績	○	2回以上	1
	ISO9001又はTQMの取得状況	○	無し	0.5
配置予定技術者の施工能力	同種・類似工事の施工実績(過去10年間)	●	同種・類似工事として認められる 同種・類似工事として認められない	2
	過去の川崎市発注の従事工事における成績評定点(過去2年間)	○	過去の川崎市発注の従事工事のうち、その成績が80点以上 同種・類似工事の成績が75点以上80点未満 同種・類似工事の成績が60点以上75点未満 同種・類似工事の成績が45点以上60点未満	3
企業の信頼性・社会性	技術者資格保有状況	○	資格保持あり	1
	地域貢献度	○	川崎市と環首都圏における環境に関する協定などを締結している 同市に関する協定を締結していない	0.5
企業の信頼性・社会性	主たる営業所の所在地	○	川崎市発注以外の同種・類似工事の元請として認められる 同市発注以外の同種・類似工事の元請として認められない	0.5

工事の特性、種類、により評価基準や評価項目の設定はその時々で異なる。川崎市は簡易型方式のみ行なっているが、必須項目欄をみると「過去の実績」を重視する傾向がある。一方、横浜市の簡易型方式は施工計画や工事の安全性、品質管理などの技術面を重視している。横浜市は今年度から加算点の割合が3点→6点に増加、確実に総合的な評価へ向かっている。

4. 実施状況

両市における入札制度の実施状況を表にまとめた

表3 横浜市と川崎市における総合評価方式実施状況

	実施状況	点数評価方式	評価項目の公表	加算点	低入札価格調査	契約に反した際のペナルティー
横浜市	平成18年度 20件(簡易型18件 標準型2件) 平成19年度 25件(12/5まで)(簡易型22件 標準型3件)	技術評価点=標準点(100点)+加算点 評価値=技術評価点/入札価格 ×100,000,000 加算点 入札参加者が提出した技術提案資料より算出	工事の特性、種類、に合わせ「実施要領書」により公表 評価基準や評価項目の設定はその時々で異なる。設定されない項目もある。標準型は基本技術提案の項目が1項目以上設定される	標準型 30~50点 簡易型 20~40点	全ての工事は調査基準価格を設定し低入札価格調査制度を適用	横浜市一般競争入札参加停止・指名停止等 違約金の発生
川崎市	簡易型のみ全6件(19年度12/12現在)	技術評価点=標準点(100点)+加算点 評価値=技術評価点/入札価格 ×100,000,000 加算点=(申請者の得点/評価項目の配点合計)	「一般競争入札のお知らせ」により公表 評価基準や評価項目の設定はその時々で異なる。設定されない項目もある入札公告・申し込み~契約締結まで47日間目安	簡易型 20~30点	同上	川崎市一般競争入札参加停止・指名停止等

両市における総合評価方式の実施状況がまったく異なっている。川崎市においては、詳細な取り決めをしておきながらもほとんど実施に至っていないのが現状である。その理由として他の市の総合評価方式の実施状況を観察したい、総合評価方式の決定権が市長にある（横浜市は工事担当局長）入札情報のページが24時間見ることができない（9:00~20:00）などが考えられる。

5. 横浜市における落札例とその分析

(例)表4 総合評価方式の入札結果（横浜市の総合評価方式）※企業名は架空の名義

契約番号	工事名	施工場所	予定価格	総合評価の型	工事概要
71400029	大黒ふ頭防げん材撤去工事(その3)	鶴見区大黒ふ頭T3岸壁からT5岸壁まで	51,130,000	簡易型	防げん材撤去工15基、防げん材設置工15基
			調査基準価格(税抜) 40,508,434		

総合評価結果（横浜市）

番号	業者コード	入札者	加算点	技術評価点	入札価格(円)	評価値	順位	結果
1	14608	東急建設株式会社	23	123	108,065,000	113.8203	1	落札
2	16788	武蔵建設株式会社	27	127	114,300,000	111.1111	2	
3	15678	有限会社建情サービス	22	122	144,900,000	84.1959	6	
4	13457	尾山台湾株式会社	20	120	108,500,000	110.599	4	
5	20986	(株)二子建設	27	127	114,300,000	111.1111	2	
6	24578	ハッピードロー公園	23	123	114,000,000	107.8947	5	

総合評価方式の入札結果は両市とも公開されておりインターネットで誰もが閲覧できるようになっている。総合評価方式は基本的に評価値が最も高い業者が落札となる。評価値は価格と技術評価点で決まる。つまり加算点高さと入札価格の安さによって落札が決まるわけである。ここが総合的に判断できているかいないかのポイントになる。横浜市における加算点順位と入札価格順位の関係を調査した。

1. 加算点順位=入札金額順位の工事 平成18年度12件 平成19年度 7件 全19件
技術力と入札金額が同等の工事であると考えられる。このうち入札参加者が1件の工事は全部で6件。
2. 加算点順位<入札金額順位の工事 平成18年度5件 平成19年度 9件 全14件
点差3~15点 金額差42~1650万
技術力より入札金額が低い工事を落札したケース。企業の技術力がある程度あれば評価値への影響は少ない。
3. 加算点順位>入札金額順位の工事 平成18年度3件 平成19年度 9件 全12件
点差2~20点 金額差38~450万
技術点重視の工事である平成19年度から各項目の配点が上がったので点差がつきやすくなりより公平な入札に向かっていることがわかる。

6. 結果と考察

横浜市はより総合評価方式の拡大に向かっている。それは先程の加算点の増加や評価項目の必須条件、入札案件の落札結果からも伺える。川崎市と比較したことにより少なくとも総合評価方式の実施状況において各自自治体に差はあり、全国的な低入札問題の改善にはまだまだ時間がかかるのではないかと考えられる。しかし川崎市のデータは少なく比較の対象としては信頼性に欠ける。

7. 今後について

目的である「横浜市の総合評価方式の進み具合=低入札問題に対する取り組みの実情」を客観的に評価するためにも新たな比較材料をまた探さなければならない。国土交通省が定めている総合評価方式の実施要綱に基づき、現在令指定都市の総合評価方式の実施状況を調べている。

参考文献

- 1) 横浜市役所契約情報 <http://www.city.yokohama.jp/front/welcome.html>
- 2) 川崎市役所契約情報 <http://www.city.kawasaki.jp/3> 日経コンストラクション

総合評価入札制度の実施状況 ～横浜市と川崎市の比較～

建設情報マネジメント研究室
皆川 班
尾崎 清

背景

- 低入札を抑止するための政策
- 総合評価入札方式→評価値で点数化

価格 + 企業の技術力
社会性

- ここ5年近くで全国的に導入の動きにある
- 総合評価方式の実施状況
- 低入札問題取り組みの実情の把握！！

研究目的

- 横浜市における総合評価入札方式はどれ程進んでいるのか？
- 前回に引き続き同じ政令指定都市で隣りにある川崎市と比較調査し浮かぶ問題点について考える

対象工事1(標準型)

- 入札者が提示する技術提案
総合的なコスト縮減、性能、機能、社会的要請
施工計画
- 入札者の施工能力
施工能力、社会性、信頼性

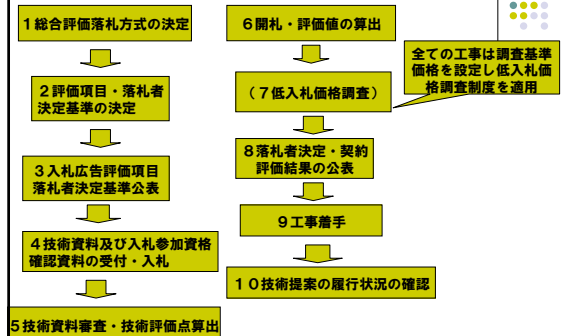
と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる
工事
横浜市において実施 簡易型より実施されていない

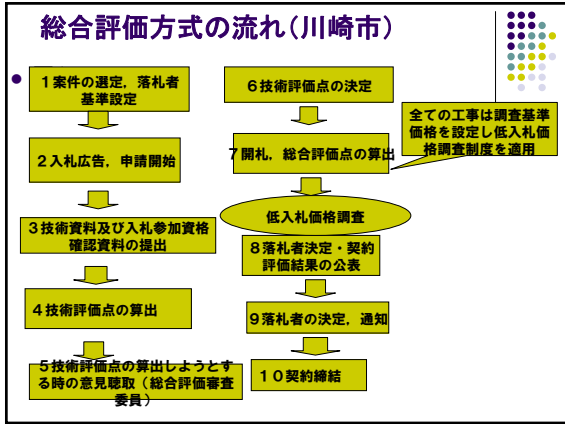
対象工事2(簡易型)

- 技術的な工夫の余地が少ない工事において
施工の確実性を確保するため
入札者の
施工能力
施工能力、社会性、信頼性（施工能力）

と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる
工事
横浜市、川崎市で実施されている 一番多い方式

総合評価方式の流れ(横浜市)





細かい取り決め

	担当責任者	学識経験者の意見聴取	企業へのヒアリング	入札結果の公表
横浜市	工事担当局長(環境創造局資源循環局まちづくり調局都市整備局、道路局港湾局、区役所)	2以上の学識経験者からの意見聴取(個別)聴取内容総合評価方式適用の妥当性横浜市にとってのメリット落札者決定の際に留意する事項	工事担当局長は必要に応じて技術資料などに関するヒアリングができる	ヨコハマ市入札のとりびらで公表(ウェブ上)
川崎市	市長	中立、公平、公正な立場からの専門的意見市長が2以上の学識経験者からを選任任期一年再任を妨げない	特に取り決めなし	入札情報かわさきにて公表(ウェブ上)

評価方法

- 技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点
- 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 1,000,000 (簡易型はさらに × 100)
- 加算点
- 入札参加者が提出した技術提案資料(前ページの内容)より算出

加算点による評価項目(横浜市)

評価分類	評価項目	型の適用		評価項目内用
		標準型	簡易型	
企業の技術力	技術提案	1項目以上選択	選択	総合的なコストに関する提案 工事的目的物の性能・適度等に関する提案 社会的要請に対応した提案
		技術提案に係る施工計画	選択	技術提案の計画の実現性、有効性 工程管理に係る技術的所見 品質管理に係る技術的所見 施工上の課題に係る技術的所見 施工上配慮すべき事項 安全管理に留意すべき事項 環境負荷軽減に配慮すべき事項
企業の施工能力	簡易な施工計画	2項目以上選択	選択	
		同種工事の施工実績	選択	評価項目と同じ
		工事実績の実績	選択	評価項目と同じ
		優良工事業者表彰の実績	選択	評価項目と同じ
企業の社会性・信頼性	配置予定技術者の施工経験	選択	選択	評価項目と同じ
		配置予定技術者の資格	選択	評価項目と同じ
		主たる営業所の所在地	選択	評価項目と同じ
	災害協力業者名簿登録	選択	選択	評価項目と同じ

加算点による評価項目(川崎市)

分類	評価項目	必須	評価基準	加算点
施工計画	工事経営の適切性	○	各工程の工期及び工事の平均が適度であり、優等な工期計画が提出されている	5
	施工計画に關する観点に関する技術的所見	○	施工計画の提出が適切であり、かつ、施工計画の提出が適切であること	5
	施工上配慮すべき点に関する技術的所見	○	課題に対して適切な提案を提出しており適切であり、かつ、施工計画の提出が適切であること	5
評価項目以上を指定する	材料の品質管理に関する技術的所見	○	初めに提出した、その品質を高めるための品質の確保方法、管理方法の提案を提出する	5
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績(過去10年間)	●	提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	2
	過去2年間の川崎市工事成績評定値の平均点	●	提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	3
	過去5年間の川崎市優良企業者表彰の受賞回数	○	提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	1
	ISO9001認証の有無(取得)	○	提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	0.5
配置予定技術者の施工能力	同種・類似工事の施工実績(過去10年間)	●	提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	2
	過去の川崎市建設局の工事工事に係る成績評定値(過去2年間)	○	提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	3
企業の信頼性・社会性	技術者資格保有状況	○	提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	1
	地味員数状況	○	川崎市建設局において、提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	0.5
	主たる営業所の所在地	○	提出のあった工事実績が川崎市建設局の同種工事の成績として認められる	0.5

総合評価方式実施状況

横浜市(19年度12/5現在)
 平成18年度 20件(簡易型 18件 標準型 2件)
 平成19年度 25件(簡易型 22件 標準型 3件)

川崎市(19年度12/12現在)
 平成19年度 6件(簡易型のみ)

川崎市の実施状況

- 川崎市は具体的な取り決めをしておきながらも総合評価の実施数が絶対的に少ない。
- 周りの市の実施状況の観察
- 決定権が市長にある
- 入札情報が24時間見れない(9:00~20:00)
- 認識不足
- などがその理由として考えられる



- 比較の対象としてはデータが少ない

公表されているデータ(横浜市)

- 川崎市のデータ量が乏しいため
- 横浜市の総合評価方式の入札結果とそのプロセス(加算点や入札価格)からなんらかの傾向はないか調査した

横浜市における総合評価方式(例)

契約番号	工事名	施工場所	予定価格	総合評価の型	工事概要
71400029	大黒ふ頭防げん材撤去工事(その3)	鶴見区大黒ふ頭T3岸壁からT5岸壁まで	51,130,000	簡易型	防げん材撤去工15基、防げん材設置工15基
			調査基準価格(税抜き)		
			40,508,434		

番号	業者コード	入札者	加算点	技術評価点	入札価格(円)	評価値	順位	結果
1	14608	東急建設株式会社	23	123	108,065,000	113.8203	1	落札
2	16788	武蔵建設株式会社	27	127	114,300,000	111.1111	2	
3	15678	有限会社建積サービス	22	122	144,900,000	84.1959	6	
4	13457	尾山台湾湾株式会社	20	120	108,500,000	110.5994	4	
5	20986	(株)ニ子建設	27	127	114,300,000	111.1111	2	
6	24578	ハッピードール公園	23	123	114,000,000	107.8947	5	

※評価値(小数点以下第4位未満切り捨て) = 技術評価点 / 入札価格 × 100,000,000

加算点順位 = 入札金額順位 の工事

番号	業者コード	入札者	加算点	技術評価点	入札価格(円)	評価値	順位	結果
1	14608	東急建設株式会社	27	127	108,065,000	117.5928	1	落札
2	16788	武蔵建設株式会社	20	120	108,500,000	110.5992	2	
3	15678	有限会社建積サービス	22	122	144,900,000	84.1959	6	
4	13457	尾山台湾湾株式会社	23	123	114,300,000	107.6	3	
5	20986	(株)ニ子建設	21	121	113,300,000	103.1111	5	
6	24578	ハッピードール公園	23	123	114,000,000	107.8947	6	

加算点順位 = 落札金額順位 の工事

平成18年度 12件

平成19年度 7件

技術力と入札金額が同等の工事 → 正当な評価

入札参加者が一件の工事は全部で6件

加算点順位 < 入札金額順位の工事

番号	業者コード	入札者	加算点	技術評価点	入札価格(円)	評価値	順位	結果
1	14608	東急建設株式会社	23	123	108,065,000	113.8203	1	落札
2	16788	武蔵建設株式会社	27	127	114,300,000	111.1111	2	
3	15678	有限会社建積サービス	22	122	144,900,000	84.1959	6	
4	13457	尾山台湾湾株式会社	20	120	108,500,000	110.5994	4	
5	20986	(株)ニ子建設	27	127	114,300,000	111.1111	2	
6	24578	ハッピードール公園	23	123	114,000,000	107.8947	5	

加算点順位 < 落札金額順位の工事

平成18年度 5件

平成19年度 9件 全14件

2位との加算点の差3~15点 2位との入札金額の差42~1650万

技術力より入札金額が低い工事を落札したケース。企業の技術がある程度あれば評価値への影響は少ない。

加算点順位 > 入札金額順位の工事

番号	業者コード	入札者	加算点	技術評価点	入札価格(円)	評価値	順位	結果
1	14608	東急建設株式会社	23	123	108,065,000	113.8203	2	
2	16788	武蔵建設株式会社	27	127	110,300,000	115.1111	1	落札
3	15678	有限会社建積サービス	22	122	144,900,000	84.1959	6	
4	13457	尾山台湾湾株式会社	20	120	108,500,000	110.5992	4	
5	20986	(株)ニ子建設	27	127	114,300,000	111.1111	3	
6	24578	ハッピードール公園	23	123	114,000,000	107.8947	5	

加算点順位 > 入札金額順位の工事

平成18年度 3件 平成19年度 9件 全12件

2位との加算点の差2~20点 2位との入札金額の差38~450万

技術点重視の工事で平成19年度から各項目の配点が上がったので

点差がつきやすくなりより公平な入札に向かっていることがわかる。

結果と考察

- 横浜市は確実に総合評価方式拡大の動きに向かっている
- 評価項目における加算点の割合の増加(3→6点)や評価項目の必須要件など企業の技術力、社会性をより重視

成果としても横浜市の低入札件数は
17年度8月で37件 発生率 25.8%
18年度8月で13件 発生率17.1%
と比べ大幅に減少してきている。



課題

目的である「横浜市の総合評価方式の進み具合=低入札問題に対する取り組みの実情」を客観的に評価したい
そのために新たな比較材料をまた探さなければならぬ。
現在国土交通省が定めている総合評価方式の実施要綱に基づき、現在令指定都市の総合評価方式の実施状況を調べている。



参考資料

入札情報 かわさき

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm#nyuusatu>

ヨコハマ入札のとびら

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

日経コンストラクション/



総合評価入札制度の実施状況 ～横浜市と政令指定都市との比較～

学生氏名 尾崎 清

指導教員 皆川 勝

1. 背景

近年日本の公共工事は工事コストを削減するために様々な取り組みが行なわれている。現在それまで行なわれていた談合を抑止し今までより、より公平かつ透明性のある工事調達取引が行なわれるようになった。それに伴い従来の指名競争入札から全ての業者が平等に取引に参加できる一般競争入札への移行が全国的に拡大された。一方その結果、発生した問題が低入札問題である。極端に低い落札率のため品質や安全性の低下労働条件の悪化、下請け会社へのしわよせ等が懸念されている。そのため低入札を抑止する対策が打ち出され、その中でも大きな期待が寄せられている政策の一つに総合評価入札方式がある。

2. 目的

本研究の目的は横浜市と各政令指定都市における総合評価入札方式の実施状況の妥当性を比較、検証し考察することである。政令指定都市は表.2 からわかるように総合評価をすでに導入しており、尚且つ人口の多さから社会地盤の整備、公共工事の必要性が高い。比較する際にカテゴリーし易い。その中でも横浜市は低入札に対する取り組みが進んでいると言われている。このような理由で両者を選定した。

3. 品格法と総合評価方式について

本来、公共工事の調達は指名競争入札も一般競争入札も価格のみを競争していた。一番低い価格で入札した者が落札する方式であった。しかし、一般競争入札の拡大により著しい価格低下により先ほど述べた様々な問題が発生した。そこで平成17年4月1日から、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行された。この法律では、価格と品質に優れた契約を公共工事の契約の基本に位置付けることを定めている。全ての発注者に対して参加者の技術的能力の審査や民間の技術提案の活用やその技術提案を有効に活用していくために必要な措置（技術提案をより良いものにするための対話、技術提案の審査に基づく予定価格の作成等）などを定めている。このような背景で価格と技術力を評価する総合評価入札方式が生まれた。国土交通省はこの総合評価方式を全国的に拡大する意向で、それに伴い近年各機関、各自治体に総合評価入札方式を導入する動きが始まった。

4. 総合評価方式の内容と各自治体を取り入れている制度

総合評価方式は参加者の価格、技術力が評価値によって点数化され落札に至る。それまでに技術資料の提出や委員会の審議、学識経験者からのヒアリング等、品格法によって定められた規定に則った事項が実施される。

4-1 簡易型と標準型 実施方式を大きく分けると簡易な工事の施工体制や技術力を評価する簡易型方式、より技術力を評価する標準型、高度技術提案型がある。現在、実施されている工事は簡易型が圧倒的に多い。高額な工事や技術力を要する工事に標準型方式、高度技術提案型が適用される。

4-2 加算点とその内訳 落札を決定付ける評価値は以下の式で算出される。

除算方式 技術評価点 = 標準点 (100点) + 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 1,000,000 (簡易型はさらに × 100)

加算方式 価格評価点 + 技術評価点 価格評価点 = 配点 × 配点基準価格 / 入札価格

価格評価点 = 配点 / [1 + (配点基準価格 / 入札価格 - 1)] × 3

各自治体行なっているのは前者の除算方式がほとんどで新潟市、仙台市は後者の加算方式である。除算方式における加算点は技術力評価の重みである。

4-3. 最低制限価格, 低入札価格調査制度 低入札抑止の対策の一つ.すでに各政令指定都市では両者を併用もしくはどちらかを導入している.現在一般競争入札を行なう際も,総合評価方式を実施する際もほぼ全ての工事でのこの制度は適用されている.

4-4. 電子入札や情報の公開 近年,情報化が進むにつれ工事調達の電子化も進んできている.インターネット上で入札情報や各制度はどの自治体でも公開されている.

表 3. 政令指定都市における総合評価方式実施状況 (平成 19 年 9/1 時点)

	実施件数	実施方式	加算点	重視又は必須項目	ペナルティー	低入札価格調査	最低制限価格	予定価格の公表	落札率
横浜市	50件	除算方式	簡易型 20~30 標準型 30~50	技術力	違約金又は指名停止	事後公表	事後公表	事前公表	88.3%
浜松市	43件	除算方式	簡易型 15点 特別簡易型 9点 標準型 25点	過去の実績	契約金額の減額・その他損害賠償	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	84.3%
静岡市	41件	除算方式	簡易型 14~17点 標準型 210点 標準型 18~37点	簡易型 過去の 実績 標準型 技術力	簡易型 工事成績 標準型 違約金	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	87.7%
千葉市	36件	除算方式	超簡易型 10点 簡易型 20点 標準型 30点 高度技術提案型 40点	過去の実績と 技術力	工事成績の減点もしくは指名停止等	事後公表	事前公表	事前事後公表を併用	90.8%
名古屋市	35件	除算方式	簡易型 標準型 10~12点	技術力と過去の 実績	記載なし	事後公表	未導入	事前公表	92.2%
北九州市	34件	除算方式	規程なし	記載なし	記載なし	事後公表	事後公表	事前公表	89.5%
埼玉市	34件	除算方式	簡易型 20点 技術提案型 30点	簡易型 確実な 施工性 技術提案型 技 術力	記載なし	事前公表	事前公表	事前事後公表を併用	89.1%
広島市	24件	除算方式	簡易型 20点	記載なし	記載なし	事前公表	事後公表	事前事後公表を併用	84.8%
京都市	22件	除算方式	簡易型 15点 標準型 高度技術 型は別途定める	過去の実績	違約金又は工事 成績の減点	事前公表	事前公表	事前公表	87.4%
札幌市	18件	除算方式	簡易型 特別簡易 型に 10点	過去の実績	工事成績の減点	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	91.1%
新潟市	14件	加算方式	価格評価点 80 点 技術評価点 20点	地域貢献度, 技 術力, 施工成 績, 技術提案	違約金	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	88.8%
仙台市	10件	加算方式	価格評価点 80 点 技術評価点	過去の実績	指名停止等又は 工事契約の解除	事前公表	事前公表	事前公表	89.1%
川崎市	10件	除算方式	簡易型 20~30点	過去の実績	指名停止等	事後公表	事後公表	事前公表	93.3%
福岡市	4件	除算方式	簡易型 10点 標準型 20点	技術力	工事評定から減点	事前公表	事前公表	事前公表	92.1%
大阪市	0	除算方式	設定公表なし	過去の実績	違約金	事後公表	事後公表	事前事後公表を併用	88.9%
神戸市	0	除算方式	簡易型 14~15点	過去の実績	記載なし	事後公表	未導入	事前公表	81.8%
堺市	0	除算方式	簡易型 20点	記載なし	記載なし	事前公表	事前公表	事前公表	81.9%

5. 結果と考察 ※各自治体の実施件数は導入開始年度からの合計

5-1. 各自治体での温度差 表 3. より各市で総合評価方式実施における温度差が存在していることがわかる.積極的に実施している市もあれば全く実施していない市(堺市,神戸市,大阪市)もある.表 1. より H19 年度の政令指定都市の総合評価方式未導入は 0%とあったが,実際に実施件数 0 件の市はただ規程を定めているだけであった(大阪市,神戸市,堺市)理由は公開されていないが総合評価方式における発注者側の負担が以前と比べ増加したこと等が考えられる.

5-2. 実施件数以外のデータ 各市の入札結果の現状として実施件数が多くても実際はまだ配点における価格が大きなウェイトを占めている.逆に実施件数は多くなくても価格や技術力が正等に評価している市(京都市,新潟市,仙台市)もあった.そのような点を考慮した上で各市の実施状況の実情を把握する際に加算点の配点やペナルティーの設置などが重要な要素であることがわかった.

5-3. 落札率について 総合評価方式の実施至っていない市の中でも落札率が低い地域がある.神戸市と堺市である.本格導入に至っている市も(横浜市,浜松市,静岡市など)落札率は全体の中では高いとは言えないがそこが本格的な導入に至った背景とも考えられる.神戸市と堺市も今年度から試行導入する予定であるが早急な対策と実施が必要である.

5-4. 横浜市と他の政令指定都市の比較 横浜市における総合評価方式は全国的に見てかなり進んでいると言える.実施件数の多さ(政令指定都市 1 位)や加算点の配分が高い(技術力重視)履行できない際のペナルティーの設置(履行できない際の違約金についての表記)などがその理由として挙げられる.また地元企業優先制度も行っており総合的に見ても低入札への取り組みの意識は高いといえる.

6. 今後の展望

本研究を通して公共事業における実情を全てではないが把握することができた.しかし各政令指定都市の全体の工事数に比べ総合評価方式実施件数はまだ少ない.各市とも今後さらなる拡大に向け

て政策は進めている模様ではある。しかし総合評価方式も低入札抑止の対策の1つに過ぎない。現在各自治体の中には入札ボンドや郵便入札といった新しい制度も検討し導入を検討している所もある。各制度を併用しその工事にあったやり方を行なうことが重要であり、それがこれからの工事調達において、さらなる公平かつ透明性のある取引に繋がってゆくのである。

7. 参考文献

政令指定17都市 各ホームページ 入札及び契約課サイト

財務省 入札契約適正化法に基づく実施状況 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy191219h.htm>

国交省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/help.html>

日系コンストラクション及びホームページ <http://itumag.s8.xrea.com/mag/1860>

総合評価入札制度の実施状況 ～横浜市と政令指定都市との比較～

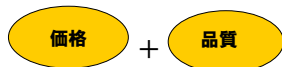
建設情報マネジメント研究室
皆川班
尾崎 清

はじめに

近年の動向
談合を抑止し公正かつ透明性のある公共工事
一般競争入札の拡大→参加業者の増加
低入札案件(ダンピング)の増加
品質低下や労働条件の悪化が懸念される
国土交通省の対策→総合評価入札方式

総合評価方式の概略

他の入札方式との違い



価格だけでなく技術力も評価
点数(評価値)の最も高い入札者を落札とする
大きく分け簡易型と標準型がある

実施方式

- 簡易型方式,
• 簡易な工事の施工体制や技術力を評価
- 標準型,高度技術提案型
• より技術力を評価する
- 現在,実施されている工事は簡易型が圧倒的に多い.高額な工事や技術力を要する工事に標準型方式,高度技術提案型が適用される

評価方式1

- 除算方式
- 技術評価点=標準点(100点)+加算点
- 評価値=技術評価点/入札価格×1,000,000
(簡易型はさらに×100)

評価方式2

- 加算方式
- 価格評価点+技術評価点
- 価格評価点=配点×配点基準価格/入札価格
- 価格評価点=配点/[1+(配点基準価格/入札価格-1)]×3

実施方式における実情

- 各自治体行なっているのは前者の除算方式がほとんど
- 新潟市は後者の加算方式である。除算方式における加算点は技術力評価の重みである。

最低制限価格,低入札価格調査制度

- 低入札抑止の対策の一つ。
- すでに各政令指定都市では両者を併用もしくはどちらかを導入している。
- 現在一般競争入札を行なう際も、総合評価方式を実施する際もほぼ全ての工事でこの制度は適用されている。

各都市における実施状況

実施件数	実施方式	加算点	重複又は必須項目	ペナルティー	低入札価格抑制	最低制限価格	下り価格の公示	落札率
横浜市	50件	除算方式 電気型20-30 書式型20-50	技術力	違約金又は指名停止	事後公表	事後公表	事後公表	88.5%
浜松市	42件	除算方式 電気型20点 書式型20点	過去の実績	契約金額の上限 の超過率超過	事後公表	事後公表	事後事後公表を併用	84.3%
静岡市	41件	除算方式 電気型14-17点 書式型14-17点 電気型18-27点 書式型18-27点	過去の実績	電気型 過去の実績 書式型 工事成績 の割合	事後公表	事後公表	事後事後公表を併用	87.7%
千葉市	38件	除算方式 電気型20点 書式型20点 電気技術実証型40点	過去の実績と 技術力	工事成績の減点も しは指名停止等	事後公表	事後公表	事後事後公表を併用	90.8%
名古屋市	32件	除算方式 電気型20点 書式型20点	技術力と過去の 実績	記載なし	事後公表	未導入	事後公表	92.2%
名古屋市	32件	除算方式 電気型20点 書式型20点	過去の実績	記載なし	事後公表	事後公表	事後公表	93.5%
埼玉市	34件	除算方式 電気型20点 技術実証型30点	過去の実績	電気型 種実 績型 書式型 技 術実証型 技 術力	記載なし	事後公表	事後事後公表を併用	89.1%
広島市	24件	除算方式 電気型20点	記載なし	記載なし	事後公表	事後公表	事後事後公表を併用	84.8%
京都府	22件	除算方式 電気型15点 書式型15点 電気技術実証型は別乗算点50%	過去の実績	違約金又は工事 成績の減点	事後公表	事後公表	事後公表	87.4%
札幌市	18件	除算方式 電気型20点 書式型20点	過去の実績	工事成績の減点	事後公表	事後公表	事後事後公表を併用	91.1%
新潟市	14件	加算方式 電気型20点 書式型20点	技術力	指名停止等 又は 違約金	事後公表	事後公表	事後事後公表を併用	88.8%
仙台市	10件	加算方式 電気型20点 書式型20点	過去の実績	指名停止等又は 工事成績の減点	事後公表	事後公表	事後公表	89.1%
川崎市	10件	除算方式 電気型20点 書式型20点	過去の実績	電気型等	事後公表	事後公表	事後公表	93.2%
福岡市	4件	除算方式 電気型10点 書式型10点	技術力	工事評定から減点	事後公表	事後公表	事後公表	92.1%
大阪市	0	除算方式 電気型なし	過去の実績	違約金	事後公表	事後公表	事後事後公表を併用	88.9%
神戸市	0	除算方式 電気型14-15点 書式型14-15点	過去の実績	記載なし	事後公表	未導入	事後公表	81.8%
堺市	0	除算方式 電気型20点	記載なし	記載なし	事後公表	未導入	事後公表	91.8%

各自治体での温度差

各市で総合評価方式実施における温度差が存在していることがわかる。

積極的に実施している市もあれば全く実施していない市(堺市,神戸市,大阪市)もある。

実施件数以外のデータ

- 各市の入札結果の現状として実施件数が多くても実際はまだ配点における価格が大きなウエイトを占めている。
- 逆に実施件数は多くなくても価格や技術力が正等に評価している市(京都市,新潟市,仙台市)もあった。
- そのような点を考慮した上で各市の実施状況の実情を把握する際に加算点の配点やペナルティーの設置などが重要な要素であることがわかった。

落札率について

- 総合評価方式の実施至っていない市の中でも落札率が低い地域がある。(神戸市と堺市)
- 本格導入に至っている市も(横浜市,浜松市,静岡市など)落札率は全体の中では高いとは言えないが本格的な導入に至った背景とも考えられる。
- 神戸市と堺市も今年度から試行導入する予定であるが早急な対策と実施が必要である。

横浜市と他の政令指定都市の比較

以下の点で横浜市は政策が進んでいる

1. 実施件数の多さ(政令指定都市1位)
2. 加算点の配分が高い(技術力重視)
3. 履行できない際のペナルティーの設置(違約金についての表記)
4. 地元企業優先制度

今後の展望

- 各政令指定都市の全体の工事数に比べ総合評価方式実施件数はまだ少ない。
- 各市とも今後さらなる拡大に向けて政策を進めている模様ではある。
- 価格と技術力の評価がどのように行なわれているか調査する必要がある

参考文献

- 政令指定17都市 各ホームページ 入札及び契約課サイト
- 財務省 入札契約適正化法に基づく実施状況
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy191219h.htm>
- 国交省ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/help.html>
- 日系コンストラクション及びホームページ
<http://itumag.s8.xrea.com/mag/1860>